

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）の一部改正新旧対照表

改正後	改正前
<p>第1 趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。</p> <p>このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。</p> <p>また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化及び<u>リカレント教育の充実</u>等の取組を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 事業計画の作成</p> <p>事業実施主体は、それぞれ別記1から<u>7</u>までに定めるところにより事業計画を作成すること。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）又は公募選定団体（<u>農林水産省経営局長（以下「経営局長」という。）が別に定める公募要領により公募した者の中から選定された団体をいう。以下同じ。</u>）が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。</p> <p>なお、1の事業計画は、交付申請時に添付すること。</p>	<p>第1 趣旨</p> <p>農業従事者が減少する中、持続可能な力強い農業を実現するには、次世代を担う農業者の育成・確保に向けた取組を総合的に講じていく必要がある。</p> <p>このため、地方と連携することにより、親元就農も対象として含んだ上で経営発展のための機械・施設等の導入を支援するとともに、伴走機関等による研修向け農場の整備、新規就農者への技術サポート、就農に係る情報の発信等の取組を支援する。</p> <p>また、就農に向けた研修資金、経営開始資金、雇用就農の促進のための資金の交付、農業大学校・農業高校等における農業教育の高度化等の取組を支援することにより、農業への人材の一層の呼び込みと定着を図る。</p> <p>第2～3 (略)</p> <p>第4 事業計画等</p> <p>1 事業計画<u>等</u>の作成</p> <p>事業実施主体は、それぞれ別記1から<u>6</u>までに定めるところにより事業計画<u>等</u>を作成すること。</p> <p>2 事業の着手</p> <p>(1) 本事業については、原則として全国農業委員会ネットワーク機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第42条第1項の規定による農林水産大臣の指定を受けた農業委員会ネットワーク機構をいう。以下同じ。）及び公募選定団体が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条第1項の交付決定後に実施した取組を対象とするものとする。</p> <p>なお、1の事業計画<u>等</u>は、交付申請時に添付すること。</p>

改正後	改正前																		
<p>(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、経営局長に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者育成総合対策交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 事業実績報告の作成 <u>事業実施主体</u>は、それぞれ別記1から7までに定めるところにより事業実績報告を作成し、経営局長に報告する。</p> <p>第5 関係機関との連携 本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、<u>農業経営・就農支援センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第11条の11</u>に規定する<u>農業経営・就農支援センター</u>をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p> <p>第6 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="165 1182 1117 1422"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>事業実施主体</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容	事業実施主体	補助率	1～3 (略)	(略)	(略)	4 サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技	(略)	(略)	<p>(2) やむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、1の事業計画について、<u>農林水産省</u>経営局長（以下「<u>経営局長</u>」という。）に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した新規就農者育成総合対策交付決定前着手届（別紙様式第1号）を経営局長に提出するものとする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>3 事業実績報告<u>等</u>の作成 <u>全国農業委員会ネットワーク機構又は公募選定団体</u>は、それぞれ別記1から<u>別記6</u>までに定めるところにより事業実績報告<u>等</u>を作成し、経営局長に報告する。</p> <p>第5 関係機関との連携 本事業の実施に当たって、都道府県、市町村、<u>青年農業者等育成センター</u>（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。）<u>第14条の11</u>に規定する<u>拠点</u>をいう。以下同じ。）、農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第4項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）、農業協同組合、農業委員会、都道府県普及指導センター、地域農業再生協議会等の関係機関は互いに密接に連携し、特に、支援の対象となった青年就農者が定着し、地域の中心となる農業経営者となっていくまで、丁寧にフォローするものとする。</p> <p>第6 (略)</p> <p>別表</p> <table border="1" data-bbox="1146 1182 2098 1422"> <thead> <tr> <th>事業内容</th> <th>事業実施主体</th> <th>補助率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～3 (略)</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>4 サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	事業内容	事業実施主体	補助率	1～3 (略)	(略)	(略)	4 サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技	(略)	(略)
事業内容	事業実施主体	補助率																	
1～3 (略)	(略)	(略)																	
4 サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技	(略)	(略)																	
事業内容	事業実施主体	補助率																	
1～3 (略)	(略)	(略)																	
4 サポート体制構築事業（別記4） 地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技	(略)	(略)																	

改正後			改正前		
術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備 <u>及び社会人向けの農業研修の実施</u> を支援する事業。 ア～ウ (略) <u>エ 社会人向けの農業研修の実施</u>			術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援する事業。 ア～ウ (略) (新設)		
5 農業教育高度化事業 (別記5) (略) ア 全国事業 (略) イ 都道府県事業 (ア) (略) (イ) 研修用農業機械及び農業設備の導入 (ウ)～(キ) (略)	(略)	定額、 <u>1/2 以内</u> (略)	5 農業教育高度化事業 (別記5) (略) ア 全国事業 (略) イ 都道府県事業 (ア) (略) (イ) <u>農業教育機関への</u> 研修用農業機械及び農業設備の導入 (ウ)～(キ) (略)	(略)	定額 (略)
6 (略)	(略)	(略)	6 (略)	(略)	(略)
<u>7 農業者キャリアアップ支援事業 (別記7)</u> <u>農業者がスマート農業や有機農業などの新たな技術やこれらの技術を導入する際の基盤となる経営力を強化するための手法等を習得できる研修モデルの構築・実施を支援する事業。</u>	<u>協議会、都道府県</u>	<u>定額</u>	(新設)	(新設)	(新設)
別紙様式第1号 (略)			別紙様式第1号 (略)		

別記1 経営発展支援事業の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記1) 経営発展支援事業</p> <p>第1 事業の趣旨 (略)</p> <p>第2・3 (略)</p> <p>第4 事業実施主体 <u>第8の7に定めるサポート体制を整備している市町村</u></p> <p>第5 事業内容 1 交付対象者の要件 事業実施主体は、以下の要件を満たす者<u>又は法人(以下「交付対象者」という。)</u>に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。 (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有している者<u>又はその者が経営する法人である</u>こと。 (2) 令和4年度<u>又は令和5年度中に農業経営を開始し</u>、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農を<u>している又はする予定</u>であること。 ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地</p>	<p>(別記1) 経営発展支援事業</p> <p>第1 事業の内容 (略)</p> <p>第2・3 (略)</p> <p>第4 事業実施主体 市町村 <u>ただし、本事業を実施できる市町村は、第8の7に定めるサポート体制を構築している市町村に限る。</u></p> <p>第5 事業内容 1 交付対象者の要件 事業実施主体は、以下の要件を満たす者に対し、予算の範囲内で助成金を交付する。 (1) 独立・自営就農時の年齢が、原則50歳未満であり、次世代を担う農業者となることについての強い意欲を有していること。 (2) 令和4年度中に、次に掲げる要件を満たす独立・自営就農をする者であること。<u>なお、交付対象者が農業経営を法人化している場合は、ア及びイの「交付対象者」を「交付対象者又は交付対象者が経営する法人」と、ウ及びエの「交付対象者」を「交付対象者が経営する法人」と読み替えるものとする。</u> ア 農地の所有権又は利用権(農地法(昭和27年法律第229号)第3条に基づく農業委員会の許可を受けたもの、同条第1項各号に該当するもの、基盤強化法第19条に基づく公告があったもの、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく公告があったもの、都市農地</p>

の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者（交付対象者が法人の場合は、当該法人の役員を含む。イにおいて同じ。）が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ～オ （略）

(3) 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けていること。

(4) （略）

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始し、かつ、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させ、又は生産コストを 10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると事業実施主体に認められること。

(6) 地域計画（基盤強化法第 19 条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第 19 条第 3 項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれること、人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の 2 の

(1) の実質化された人・農地プラン、同通知の 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「目標地図」に位置づけられた者等」という。）。

(7) 本事業、別記 3 の雇用就農資金若しくは新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和 3 年 12 月 20 日付け 3 経営第 1996 号農林水産事務次官依命通知）別記 6 の初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業」という。）による助成金又は経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26

の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条に基づく認定を受けたもの又は特定作業受委託契約を締結したものをいう。）を交付対象者が有していること。

イ 主要な農業機械・施設を交付対象者が所有し、又は借りていること。

ウ～オ （略）

(3) 基盤強化法第 14 条の 4 第 1 項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者であること。

(4) （略）

(5) 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから 5 年以内に継承して農業経営を開始する者であり、継承する農業経営の現状の所得、売上若しくは付加価値額を 10%以上増加させる、又は生産コストを 10%以上減少させる経営発展支援事業計画等であると事業実施主体に認められること。

(6) 人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年 6 月 26 日付け元経営第 494 号経営局長通知。以下「人・農地プラン進め方通知」という。）の 2 の (1) の実質化された人・農地プラン、同通知 3 により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知 4 により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下別記 1において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、若しくは位置づけられることが確実と見込まれること、又は農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「人・農地プラン」に位置づけられた者等」という。）。

(7) 次に掲げる条件に該当していること。

ア 別記 3 の雇用就農資金による助成金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

イ 経営継承・発展等支援事業実施要綱（令和 3 年 3 月 26 日付け 2 経営

日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者が金融機関から融資を受けること。

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥~~又~~は七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10) (略)

2 助成対象

(1)・(2) (略)

(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア 整備等の内容ごとに**事業費が**50万円以上であること。

事業の対象となる機械・施設等(中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。)が中古機械・施設等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施~~、~~農業資材比較サービス(AGUMIRU「アグミル」)の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の**低減**に向けた取組を行うこと。

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホー~~、~~GPSガイドシステム(農業用機械に設置するものに限る。)等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

(a)～(c) (略)

b 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、aの(a)から(c)まで

第2988号農林水産事務次官依命通知)別記1の経営継承・発展支援事業による補助金の交付を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。

(8) 機械・施設の取得費用等について、交付対象者**本人**が金融機関から融資を受けること。

(9) 豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥~~及~~**び**七面鳥を飼養する農業経営の場合は、都道府県による飼養衛生管理基準遵守状況等について確認が行われていること。

(10) (略)

2 助成対象

(1)・(2) (略)

(3) (1)の事業内容は、個々の事業内容ごとに、次に掲げる基準を満たすものとする。

ア **事業費が**整備等内容ごとに50万円以上であること。

事業の対象となる機械・施設等(中古資材等を活用して整備する施設を含む。以下同じ。)が中古機械・施設等である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、事業実施主体が適正と認める価格で取得されるものであること。

イ 機械・施設等の購入先の選定に当たっては、一般競争入札の実施~~又~~**は**農業資材比較サービス(AGUMIRU「アグミル」)の活用等による複数の業者からの見積もり徴取等により、事業費の**減少**に向けた取組を行うこと。

ウ (略)

(ア) (略)

(イ) (略)

a フォークリフト、ショベルローダー、バックホー~~及び~~**び**GPSガイドシステム(農業用機械に設置するものに限る。)等の機械については、以下の要件を全て満たすものであること。

(a)～(c) (略)

b 環境衛生施設(トイレ等)、ほ場観測施設、中継拠点施設(農機具格納庫等)等の施設については、aの(a)から(c)まで

の要件を満たすことに加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

(カ) 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）を対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

(キ)・(ク) (略)

(4) (略)

3 助成額

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 夫婦共に目標地区に位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が法人を設立し、共同経営する場合であって、第5の1の(1)の要件を満たす者（当該法人及び青年就農者それぞれが目標地区に位置づけられた者等に限る。）については、経営開始資金の交付を受ける者には500万円、受けない者には1,000万円（当該法人に夫婦を含む場合は、当該夫婦について、経営開始資金の交付を受ける場合は750万円、受けない場合は1,500万円）を合算した額又は2,000万円のいずれか低い額を上限額とする。

なお、令和4年度より前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、交付の対象外とする。

の要件に加え、ほ場又はほ場の近接地に設置するものであること。

(ウ)・(エ) (略)

(オ) 整備を予定している機械・施設等について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、被覆期間中や災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

(カ) 整備を予定している機械・施設等の施工業者等が、「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定。以下「G L」という。）を対象として扱うデータ等を取得する場合は、そのデータ等の保管について取り決めた契約がG Lに準拠していること。

(キ)・(ク) (略)

(4) (略)

3 助成額

(1) (略)

(2) (略)

ア・イ (略)

ウ 夫婦共に人・農地プランに位置づけられた者等となること。

(3) 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが人・農地プランに位置づけられた者等に限る。）のそれぞれに対して(1)の額を上限額とする。

なお、令和4年度以前に経営開始している農業者が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。

4・5 (略)

第6 交付対象者の手続

1 経営発展支援事業計画等の承認申請

本事業の助成を受けようとする者 **又は法人** は、経営発展支援事業計画等を作成し、事業実施主体に承認申請する。

なお、経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、事業実施主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

2 (略)

3 交付申請

1の承認を受けた者 **又は法人** は、交付申請書（別紙様式第2号）を作成し、事業実施主体に助成金の交付を申請する。

4 (略)

5 就農状況報告等

(1) (略)

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた **目標年度まで** に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を事業実施主体に提出する。ただし、別記2の第6の2の(6)のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(3) (略)

6 (略)

4・5 (略)

第6 交付対象者の手続

1 経営発展支援事業計画等の承認申請

本事業の助成を受けようとする者は、経営発展支援事業計画等を作成し、事業実施主体に承認申請する。

なお、経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、事業実施主体に相談し、計画の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、都道府県普及指導センター等の関係機関、第8の7のサポート体制の関係者等から助言及び指導を受けることとする。

2 (略)

3 交付申請

1の承認を受けた者は、交付申請書（別紙様式第2号）を作成し、事業実施主体に助成金の交付を申請する。

4 (略)

5 就農状況報告等

(1) (略)

(2) 住所等変更報告

交付対象者は、経営発展支援事業計画等に定めた **交付期間内** に氏名、居住地や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届（別紙様式第5号）を事業実施主体に提出する。ただし、別記2の第6の2の(6)のイにより住所等変更届を提出している場合は、本報告を行ったものとみなすことができる。

(3) (略)

6 (略)

第7 都道府県の手続等

1 (略)

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制を別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)において公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第24別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。

3 (略)

第8 事業実施主体の手続等

1 経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導

事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする者 又は法人 が経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、当該者 又は法人 に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、経営発展支援事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 経営発展支援事業計画等の承認

事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする者 又は法人 から経営発展支援事業計画等の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村経営発展支援計画事業計画に基づくもの と認められる場合は承認するものとする。経営発展支援事業計画 等 を承認した場合は、申請した者 又は法人 に通知する。

第7 都道府県の手続等

1 (略)

2 サポート体制の整備

都道府県は、交付対象者が円滑に就農し、定着できるよう、就農に向けた相談体制を構築し、就農先の紹介や経営開始に当たっての農地、資金の確保等の交付対象者の就農に向けた課題に対し、就農先、地域の関係機関と連携してサポートするとともに、当該サポート体制 について 別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。) 及び全国データベース(新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。) に 登録し、公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第24別添(別紙)の都道府県サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。

3 (略)

第8 事業実施主体の手続等

1 経営発展支援事業計画等作成への助言及び指導

事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする者が経営発展支援事業計画等を作成するに当たっては、当該者に対し、都道府県普及指導センター等の関係機関、7のサポート体制の関係者等と協力して、経営発展支援事業計画等の妥当性及び目標達成の実現性の観点から、必要な助言及び指導を行うものとする。

2 経営発展支援事業計画等の承認

事業実施主体は、本事業の助成を受けようとする者から 提出された 経営発展支援事業計画等の承認申請があった場合には、内容について審査し、第9の2の(3)により都道府県に承認を受けた市町村経営発展支援計画事業計画に基づくもの について 承認する。経営発展支援事業計画を承認した場合は、申請した者に通知する。

3 (略)

4 助成金の交付

実績報告を受けた事業実施主体は、報告の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。

5 (略)

6 申請窓口

- (1) 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
- (2) 目標地図又は人・農地プラン策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができるものとする。

7 サポート体制の整備

- (1) 事業実施主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等の金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者、指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を整備するものとする。事業実施主体は、別紙様式第10号別添(別紙2)により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイトに公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第25別添の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。
- (2) ・ (3) (略)

8 整備した機械・施設等の管理運営等

3 (略)

4 助成金の交付

助成金の交付申請を受けた事業実施主体は、申請の内容が適当であると認めた場合は助成金を交付する。

5 (略)

6 申請窓口

- (1) 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。
- (2) 人・農地プラン策定市町村と交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。

7 サポート体制の整備

- (1) 事業実施主体は、交付対象者の「経営・技術」、「営農資金」、「農地」の各課題に対応できるよう、都道府県普及指導センター、農業協同組合、株式会社日本政策金融公庫等金融機関、農業委員会等の関係機関に所属する者及び指導農業士等の関係者で構成するサポート体制を構築するものとする。事業実施主体は、別紙様式第10号別添により、当該サポート体制等を記載した新規就農者に対するサポート計画（以下「地域サポート計画」という。）を新規就農者の支援ニーズを把握した上で作成し、ポータルサイト及び全国データベースに登録し、公表するものとする。ただし、別記2の別紙様式第25別添の地域サポート計画を作成している場合は、当該計画の公表をもって本事業の地域サポート計画を作成し、公表したものと見なすことができる。
- (2) ・ (3) (略)

8 整備した機械・施設等の管理運営等

事業実施主体は、交付対象者に対し、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものとす

(1) 管理方法

ア・イ (略)

ウ 事業実施主体は、交付対象者に対し、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成、整備及び保存させるものとする。

エ (略)

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、交付対象者が整備した機械・施設等について、

(1) のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 22 条に準じた財産処分として、都道府県、市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) ・ (4) (略)

9 (略)

第 9 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得るものとする。

2 事業計画の作成

(1) (略)

事業実施主体は、交付対象者に対し、整備した機械・施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕、改築等を行い、その整備目的に即して最も効率的な運用を図り、適正に管理運営するよう指導するものす

(1) 管理方法

ア・イ (略)

ウ 事業実施主体は、交付対象者に対し、機械・施設等の管理運営状況を明らかにし、その効率的運用を図るため、管理運営日誌、又は利用簿等を適宜作成し、整備及び保存させるものとする。

エ (略)

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、交付対象者が整備した機械・施設等について、

(1) のアで設定した処分制限期間内に、当該助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「補助金適正化法」という。）第 22 条に準じた財産処分として、都道府県、又は市町村交付規則等に基づき、財産処分の申請を行わせ、事業実施主体の承認を受けさせるものとする。また、事業実施主体は、当該申請の内容を承認するときは、財産処分の基準等に留意し、その必要性を検討しなければならない。

(3) ・ (4) (略)

9 (略)

第 9 事業計画等

1 事業実施に係る内規の作成

全国農業委員会ネットワーク機構は、資金の管理、個人情報の取扱い等について定めた事業実施に関する内規を作成することとし、内規を作成又は変更したときは、経営局長の承認を得る。

2 事業計画の作成

(1) (略)

(2) 都道府県経営発展支援事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者 又は法人 の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表1の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、都道府県経営発展支援事業計画(別紙様式第9号)を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出する。

イ 国は、アで提出のあった都道府県経営発展支援事業計画について、本事業の助成を受けようとする者 又は法人 の取組をポイントの 高い 順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。

ウ (略)

(3) 市町村経営発展支援事業計画の作成

市町村は、本事業の助成を受けようとする者 又は法人 の経営発展支援事業計画等について適当であるか確認の上、市町村経営発展支援事業計画(別紙様式第10号)を作成し、都道府県の承認を得る。

なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

(4) 計画の重要な変更

(2)の都道府県経営発展支援事業計画、(3)の市町村経営発展支援事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

イ 別紙様式第9号又は第10号別添(別紙1)候補者リストへの候補者の追加

ウ 助成金の交付計画における国費総額の増又は30%を超える減

エ 推進事業費の増加

3・4 (略)

(2) 都道府県経営発展支援事業計画の作成

ア 都道府県は、本事業の助成を受けようとする者の取組の内容について適当であるか等を確認し、別表1の1のポイント表及び第7の1の(4)で設定した都道府県加算ポイントによりポイント付けの上、都道府県経営発展支援事業計画(別紙様式第9号)を作成し、地方農政局長(北海道にあっては経営局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。)に提出する。

イ 国は、アで提出のあった都道府県経営発展支援事業計画について、本事業の助成を受けようとする者の取組をポイントの順に予算の範囲内で採択するものとする。なお、同ポイントの場合は国庫助成金の低い事業、国庫助成金も同額である場合は総事業費の高い取組計画を優先的に採択する。

ウ (略)

(3) 市町村経営発展支援事業計画の作成

市町村は、本事業の助成を受けようとする者の経営発展支援事業計画等について適当であるか確認の上、市町村経営発展支援事業計画(別紙様式第10号)を作成し、都道府県の承認を得る。

なお、市町村は、(2)のアで都道府県が行うポイント付けについて、関連する書類の確認等に協力するものとする。

(4) 計画の重要な変更

(2)の都道府県経営発展支援事業計画、(3)の市町村経営発展支援事業計画について、以下の項目につき変更を行う場合は、それぞれの手続に準じて行うものとする。

ア 新規就農者数に関する目標

(新設)

イ 助成金の交付計画における国費総額の増又は30%を超える減

ウ 推進事業費の増加

3・4 (略)

助成金の交付事業（初期投資促進事業を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構、事業実施主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構、事業実施主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1・2 (略)

第11 効率的かつ適正な執行の確保

1 事業実施主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めるべき旨を十分周知する。

2～8 (略)

(別表1)

1 共通ポイント

No.	項目		ポイント
1	(略)	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ (略)	(略)
2	サポート体制	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ (略)	(略)
3	経営管理の合理化	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ ②に加え、GAP 認証等 ^{※2} を取得する	(略)
4	所得	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ (略)	(略)
5	家族経営協定を書面で締結している ^{※3}		(略)
6	(略)		(略)
7	(略)		(略)

本事業を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び事業実施主体等は推進事業として以下の事業を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表2のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び事業実施主体等の会計に属する助成金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、本事業に要する推進事業費に充てることができるものとする。

1・2 (略)

第11 効率的かつ適正な執行の確保

1 事業実施主体は、本事業が国民の貴重な税金を財源として実施されることに鑑み、交付対象者に対し、地域農業の振興に努めることを十分周知する。

2～8 (略)

(別表1)

1 共通ポイント

No.	項目		ポイント
1	(略)	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ (略)	(略)
2	サポート体制	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ (略)	(略)
3	経営管理の合理化	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ ②に加え、GAP 認証 <u>(第三者認証)</u> を取得する	(略)
4	所得	① (略)	(略)
		② (略)	(略)
		③ (略)	(略)
5	家族経営協定を書面で締結している ^{※2}		(略)
6	(略)		(略)
7	(略)		(略)

8	(略)	(略)
合計 (最大)		(略)

(略)

※1 (略)

※2 JGAP、ASIAGAP 若しくは GLOBALG.A.P.の認証を取得し、又は国際水準 GAP ガイドラインに準拠した都道府県 GAP のうち、自治体等が農業者の都道府県 GAP への取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1)・(2) (略)

【都道府県が設定する取組等のイメージ】

(略)

(別表 2)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

8	(略)	(略)
合計 (最大)		(略)

(略)

※1 (略)

(新設)

※2 (略)

2 都道府県加算ポイント

(1)・(2) (略)

【県が設定する取組等のイメージ】

(略)

(別表 2)

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	

事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等
(略)	(略)

(略)

(別紙) (略)

別紙様式第1号

経営発展支援事業申請追加資料

(略)

経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。
 なお、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組

事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は青年農業者等育成センター職員に対して支払う実働に応じた対価並びに都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等
(略)	(略)

(略)

(別紙) (略)

別紙様式第1号

経営発展支援事業申請追加資料

(略)

経営発展支援事業の実施について、関係書類を添えて承認申請します。
 なお、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)の規定を遵守し、農業経営に励むことを誓約します。

1 成果目標の取組

(略)

No.	項目		実施
1	(略)	① (略)	
		② (略)	
		③ (略)	
2	サポート体制	① (略)	
		② (略)	
		③ (略)	
3	経営管理の合理化	① (略)	
		② (略)	
		③ ②に加え、GAP 認証等 ^{※2} を取得する	
4	所得	① (略)	
		② (略)	
		③ (略)	
5	家族経営協定を書面で締結している ^{※3}		
6	(略)		
7	(略)		
8	(略)		

(削る。)

※1 (略)

※2 JGAP、ASIAGAP 若しくは GLOBALG.A.P.の認証を取得し、又は国際水準 GAP ガイドラインに準拠した都道府県 GAP のうち、自治体等が農業者の都道府県 GAP への取組状況を審査する仕組みを有しているものについて、当該審査に合格したものも含まれるものとする。

※3 (略)

第5の1の(5)の場合

(略)	現状 (令和〇年)	(略)
(略)	円	(略)

2～4 (略)

5 「目標地図又は人・農地プラン」への位置づけ等

(略)

No.	項目		ポイント
1	(略)	① (略)	
		② (略)	
		③ (略)	
2	サポート体制	① (略)	
		② (略)	
		③ (略)	
3	経営管理の合理化	① (略)	
		② (略)	
		③ ②に加え、GAP 認証 <u>(第三者認証)</u> を取得する	
4	所得	① (略)	
		② (略)	
		③ (略)	
5	家族経営協定を書面で締結している ^{※2}		
6	(略)		
7	(略)		
8	(略)		
<u>合計</u>			

※1 (略)

(新設)

※2 (略)

第5の1の(5)の場合

(略)	現状 (令和〇年)	(略)
(略)	円 <u>(割合: %)</u>	(略)

2～4 (略)

5 「人・農地プラン」への位置づけ等

- (表略)
- 6 経営開始資金の交付の有無
(表略)
- 7～9 (略)

添付資料

別添1：収支計画

別添2：履歴書

(削る。)

別添3：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等） * 1

別添4：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添5：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 * 1

別添6：通帳の写し

別添7：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

* 1 (略)

別添1

収支計画

(略)

事業実施						
現状	1年(度)	2年(度)	3年(度)	4年(度)	目標5年	
(令和年) (年月～年月)	目 (年月～年月)	目 (年月～年月)	目 (年月～年月)	目 (年月～年月)	目 (年月～年月)	
(略)						
経営開始						

- (表略)
- 6 経営開始資金 又は農業次世代人材投資事業（経営開始型） の交付の有無
(表略)
- 7～9 (略)

添付資料

別添1：収支計画

別添2：履歴書

別添3：離職票の原本（離職票の提示が可能な場合）

別添4：経営を開始した時期を証明する書類（農地等の経営資産の取得時期が分かる書類等） * 1

別添5：経営を継承する場合は、従事していた期間が5年以内であることを証明する書類（過去の経歴を証明する書類（就業証明書、卒業証明書、住民票（遠隔地に住んでいた場合）の写しなど）

別添6：農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類 * 1

別添7：通帳の写し

別添8：身分を証明する書類（運転免許証、パスポート等の写し）

* 1 (略)

別添1

収支計画

(略)

経営開始						
現状	1年目	2年目	3年目	4年目	目標5年	
(令和年) (年月～年月)	(年月～年月)	(年月～年月)	(年月～年月)	(年月～年月)	目 (年月～年月)	
(略)						
経営開始						

資金 (円)	
(略)	

事業実施						
現状 (令和 年) (年 月 ~ 年 月)	1 年 <u>(度)</u> 目 (年 月 ~ 年 月)	2 年 <u>(度)</u> 目 (年 月 ~ 年 月)	3 年 <u>(度)</u> 目 (年 月 ~ 年 月)	4 年 <u>(度)</u> 目 (年 月 ~ 年 月)	目標 5 年 <u>(度)</u> 目 (年 月 ~ 年 月)	
(略)						

(削る。)

別添 2 (略)

別紙様式第 1 号別添 個票(機械・施設等の導入の取組用) (略)

機械・施設導入等計画書

(略)

(略)		
助成申請額	[2]	(略)
うち国庫助成金	[3]	(円)
うち都道府県負担額	[4]	(円)
うちその他	[5]	(円)
交付申請者負担額(税込み)	[6]	(円)

注 1・2: (略)

注 3: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② (略)

別紙様式第 1 号別添 個票(リース方式による機械等の導入の取組用)

資金 (円) ※	
(略)	

経営開始						
現状 (令和 年) (年 月 ~ 年 月)	1 年目 (年 月 ~ 年 月)	2 年目 (年 月 ~ 年 月)	3 年目 (年 月 ~ 年 月)	4 年目 (年 月 ~ 年 月)	目標 5 年 目 (年 月 ~ 年 月)	
(略)						

※ 経営開始資金の交付を受けている場合は、当該資金を除いた額を記入する。

別添 2 (略)

別紙様式第 1 号別添 個票(機械・施設等の導入の取組用) (略)

機械・施設導入等計画書

(略)

(略)		
助成申請額	[2]	(略)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
	(新設)	(新設)
交付申請者負担額(税込み)	[5]	(略)

注 1・2: (略)

注 3: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② (略)

別紙様式第 1 号別添 個票(リース方式による機械等の導入の取組用)

機械・施設等リース計画書

(略)

(略)	
リース料助成申請額 [3]	(略)
うち国庫助成金 [4]	(円)
うち都道府県負担額 [5]	(円)
うちその他 [6]	(円)
リース諸費用(金利・保険料・消費税) [7]	(略)
(略)	(略)
機械利用者負担リース料(税込み) [8]	(略)
(略)	

注1: (略)

注2: リース助成申請額 うち国庫助成額 は、A、B 又は C のいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

C: [5] × 2

注3~4 (略)

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② (略)

別紙様式第2号

経営発展支援交付申請書

(略)

交付申請額	(略)						
<u>うち国庫助成金</u>							円
<u>うち都道府県負担額</u>							円

機械・施設等リース計画書

(略)

(略)	
リース料助成申請額 [3]	(略)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
(新設)	(新設)
リース諸費用(金利・保険料・消費税) [4]	(略)
(略)	(略)
機械利用者負担リース料(税込み) [5]	(略)
(略)	

注1: (略)

注2: リース助成申請額は、A、B のいずれか小さい額を記入してください。

A: [1] × (リース期間 / 法定耐用年数) × 1 / 2 以内

B: ([1] - [2]) × 1 / 2 以内

(新設)

注3~4 (略)

注5: 添付書類は、以下のとおり。

- ① 複数の販売会社の見積書の写し等(全社分)
- ② (略)

別紙様式第2号

経営発展支援交付申請書

(略)

交付申請額	(略)	
(新設)	(新設)	
(新設)	(新設)	

	<u>うちその他</u>									円
	<u>【参考】自己負担</u>									円

資金の振込口座
(表略)

別紙様式第3号

経営発展支援事業実績報告兼助成金支払請求書

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の4の規定に基づき実績を報告します。

(なお、併せて金 円を精算払いによって交付されたく請求します。)

(略)	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫助成金 (A)	(略)	その他 <u>(C)</u>	自己負担 <u>(D)</u>	
	円	円	(略)	円	円	

(略)

別紙様式第4号

就農状況報告
事業実施後〇年目（〇月分）

(略)

	(新設)									(新設)
	(新設)									(新設)

資金の振込口座※
(表略)

別紙様式第3号

経営発展支援事業実績報告兼助成金支払請求書

(略)

新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）別記1第6の4の規定に基づき交付を申請します。

(略)	事業に要した経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考
		国庫助成金 (A)	(略)	その他	自己負担	
	(新設)	円	(略)	円	円	

(略)

別紙様式第4号

就農状況報告
事業実施後〇年目（〇月分）

(略)

1. 成果目標の取組
(略)

No.	項目		実施
1	経営管理 の合理化	(略)	
		(略)	
		③ ②に加え、GAP 認証等 等 を取得する	
2・3	(略)		

(削る。)

2. 第5の1の(5)の場合

(略)	現状(令和○年)	(略)
(略)	円	(略)

3～5 (略)

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会(※)への参加について(どちらかにチェックする。)

※第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

7・8 (略)

別添1
作業日誌
(表略)

※上記内容(作業日、作業内容、作業時間)が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦で助成を受けた場合や複数の新規就農者が新たに立ち上げた法人の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載する

1. 成果目標の取組
(略)

No.	項目		実施
1	経営管理 の合理化	(略)	
		(略)	
		③ ②に加え、GAP 認証(第三者 認証)を取得する	
2・3	(略)		
合計			

2. 第5の1の(5)の場合

(略)	現状(令和○年)	(略)
(略)	円	(略)
	(割合: %)	

3～5 (略)

6. 報告対象期間における都道府県主催の新規就農者等交流会(※)への参加について(どちらかにチェックする。)

※別記1の第7の3に規定する都道府県が開催する新規就農者等の交流会

7・8 (略)

別添1
作業日誌
(表略)

※上記内容(作業日、作業内容、作業時間)が記載された作業日誌であれば、本様式に限らない。夫婦で助成を受けた場合や複数の新規就農者が新たに立ち上げた農業法人の場合は、それぞれの作業従事状況(作業日、作業内容、作業時間)が分かるよう、別々に作成すること。また、作業受託がある場合は、特定作業受託の作業か作業受託の作業か分かるように記載

こと。

別添 2

決算書

(略)

	計画※ 事業実施○年 <u>(度)</u> 目 a	(略)
(略)		

	計画※ 事業実施○年 <u>(度)</u> 目 a	(略)
(略)		

(略)

別紙様式第 5 号 (略)

別紙様式第 6 号

就農届

(略)

以下のとおり就農しましたので新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 5 の（3）の規定に基づき提出します。

(表略)

(略)

すること。

別添 2

決算書

(略)

	計画※ 経営開始○年目 a	(略)
(略)		

	計画※ 経営開始○年目 a	(略)
(略)		

(略)

別紙様式第 5 号 (略)

別紙様式第 6 号

就農届

(略)

以下のとおり就農しましたので新規就農者育成総合対策実施要綱（令和 4 年 3 月 29 日付け 3 経営第 3142 号農林水産事務次官依命通知）別記 1 第 6 の 5 の（3）の規定に基づき 就農届 を提出します。

(表略)

(略)

別紙様式第7号 (略)

別紙様式第8号 (略)

別紙様式第8号別添

第1・第2 (略)

第3 関係機関(都道府県、市町村等)との連携

第4 (略)

別紙様式第9号 (略)

別紙様式第9号別添

第1 事業計画

1 事業の交付計画(実績)

(表略)

※ 別紙1で候補者の一覧を添付すること

2・3 (略)

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 (略)

2 交付対象者の計画の達成状況(実績報告時)

令和 年度	
事業実施4年後の年度終了者数(人)	(略)
(略)	

注1: 略

注2: 「事業実施4年後の年度終了者数」欄には実績報告時の年度が事業実施4年後の年度であった者の人数を記入すること

別紙様式第7号 (略)

別紙様式第8号 (略)

別紙様式第8号別添

第1・第2 (略)

第3 関係機関(都道府県、青年農業者等育成センター、市町村等)との連携

第4 (略)

別紙様式第9号 (略)

別紙様式第9号別添

第1 事業計画

1 経営発展支援事業の交付計画(実績)

(表略)

※ 別紙1で交付申請者の一覧を添付すること

2・3 (略)

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 (略)

2 交付対象者の経営発展支援事業計画等の達成状況(実績報告時)

令和 年度	
経営開始5年目終了者数(人)	(略)
(略)	

注1: 略

注2: 「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3：「うち所得目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4：「うち収入目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること

注5：令和8年度までは該当者がいないため記入不要

3 交付対象者（注1）の就農継続状況（実績報告時）
（表略）

注1：ここでいう「交付対象者」とは本事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付対象者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。

注3・4 （略）

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

4 （略）

第3 都道府県サポート計画(実績)(別紙2)

注:別記2就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙1)

注3：「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4：「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

注5：令和4年度においては該当者がいないため記入不要

3 交付対象者（注1）の就農継続状況（実績報告時）
（表略）

注1：ここでいう「交付対象者」とは経営発展支援事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付対象者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること。

注3・4 （略）

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入）

注6：令和4年度においては該当者がいないため記入不要

4 （略）

第3 都道府県サポート計画(実績)(別紙2)

注:別記2就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投資事業の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙1)

候補者リスト

(略)	<u>法人</u>	氏名 (<u>法人名</u>)	<u>夫婦型</u>	<u>役員氏名</u> (<u>法人で申請する場合のみ記入</u>)	(略)	(削る。)	(削る。)
-----	-----------	----------------------	------------	-----------------------------------------	-----	-------	-------

(削る。)	(略)				
(略)	4自ら(又は法人)の名義で出荷・取引している	5自ら又は法人の名義通帳及び帳簿で管理している	6自ら又は法人が農業経営に関する主宰権を有している	(略)	(略)

(略)					
<u>12</u> (略)		<u>13</u> 本事業、初期投資促進事業、雇用就農資金や経営継承・発展支援事業の交付を受けていない	<u>14</u> (略)	<u>15</u> (略)	<u>16</u> (略)
<u>目標地図(実質化人・農地プラン)</u> に位置付けられている	<u>目標地図(実質化人・農地プラン)</u> に位置付けられることが <u>确实</u>	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)			経営開始資金の受給	補助上限額		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	①圃場等に農作業の記録、②青色		(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)

令和4年度新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)の要望候補者リスト

(略)	(新設)	氏名	(新設)	(新設)	(略)	<u>夫婦型</u>	<u>法人</u>
-----	------	----	------	------	-----	------------	-----------

(<u>法人名</u>)	(略)				
(略)	4自らの名義で出荷・取引している	5自らの名義通帳及び帳簿で管理している	6自らが農業経営に関する主宰権を有している	(略)	(略)

(略)						
<u>10</u> (略)			<u>11</u> 雇用就農資金や経営継承・発展支援事業の交付を受けていない	<u>12</u> (略)	<u>13</u> (略)	<u>14</u> (略)
<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられている	<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられることが <u>确实</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)			経営開始資金の受給(<u>整理番号は整理番号表(以下「番号表」という。)を参照</u>)	補助上限額(<u>整理番号は番号表を参照</u>)		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	①圃場等に農作業の記録、②青色		(略)	<u>整理番号</u>	<u>(確認用)</u>	<u>整理</u>	<u>(確認)</u> <u>入力誤り</u>

		申告の実施、③ GAP 認証等の取得を行う ※ (略)						
--	--	---------------------------------------	--	--	--	--	--	--

		申告の実施、③ GAP 認証(第三者 認証)の取得を行 う ※ (略)						番 号	用)	(確認 用)
--	--	-------------------------------------------------	--	--	--	--	--	--------	----	-----------

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	竣工 (取得) 予定年 月日	国費(円) ※都道府 県負担分 の2倍か つ千円単 位切り捨 て B= C × 2	自己 負担 (円) D	その他 (市町 村、JA負 担分) (円) E	国費は、 補助対 象事業 費の 1/2 以内 (確認 用)		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	竣工 予定年 月日	国費(年) ※都道府 県負担分 の2倍 B=C × 2	本人 負担 (円) D	その他 (市町村、 JA負担 分) (円) F	国費は、 事業費 の 1/2 以内 (確認 用)		

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
融資額と 支援額の 合計は、 補助上限 額以上か (確認用) A<B+C+ D+E	(略)	担保措 置の有 無(該当 の場合 は「1」を 記入	償還 年数	(略)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
融資額と 支援額の 合計は、 補助上限 額以上か (確認用) A<B+C+ D+E ± F	(略)	(新設)	(略)	(新設)

別紙1-1 (略)

別紙1-1 (略)

(別紙2)

(別紙2)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和〇年度		令和〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

別紙様式第10号 (略)

別紙様式第10号別添

第1 事業交付計画

1 事業の交付計画(実績)

(表略)

※ 別紙1で候補者の一覧を添付すること

2・3 (略)

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 (略)

2 交付対象者の計画の進捗状況

令和	年度
事業実施4年後の年度終了者数(人)	(略)
(略)	

注1: 略

注2: 「事業実施4年後の年度終了者数」欄には実績報告時の年度が事業実施4年後の年度であった者の人数を記入すること

注3: 「うち所得目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成〇年度		平成〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

別紙様式第10号 (略)

別紙様式第10号別添

第1 事業交付計画

1 経営発展支援事業の交付計画(実績)

(表略)

※ 別紙1で交付申請者の一覧を添付すること

2・3 (略)

第2 新規就農者数等に関する目標及び実績

1 (略)

2 交付対象者の青年等就農計画等の進捗状況

令和	年度
経営開始5年目終了者数(人)	(略)
(略)	

注1: 略

注2: 「経営開始5年目終了者数」欄には事業実施年度内に経営開始5年目終了した者の人数を記入すること

注3: 「うち所得目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち青年等就農計画の所得目標を達成した者の人数を記入すること

注4：「うち収入目標達成者数」欄には「事業実施4年後の年度終了者数」のうち別紙様式第1号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること

注5：令和8年度までは該当者がいないため記入不要

3 交付対象者（注1）の就農継続状況（実績報告時）
（表略）

注1：ここでいう「交付対象者」とは本事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付対象者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。

注3・4 （略）

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること。（削る。）

第3 地域サポート計画(実績)(別紙2)

注：別記2就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業等の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙1)

候補者リスト

注4：「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち農業次世代人材投資資金申請追加資料別添の収支計画の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

注5：令和4年度においては該当者がいないため記入不要

3 交付対象者（注1）の就農継続状況（実績報告時）
（表略）

注1：ここでいう「交付対象者」とは経営発展支援事業の交付を受けた者であって、①、③の年度内に事業を実施した者をいう。

注2：本計画の実績報告時に、①、③の交付対象者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。都道府県は、管内の準備型で採択した分と管内の市町村が経営開始型で採択した分を取りまとめて記入すること。

注3・4 （略）

注5：②、④は、それぞれ①、③の交付対象者のうち本計画の事業実施年度末に就農継続している者の人数を記入すること

（例：本計画の事業実施年度が令和4年度の場合、②には①令和3年度内に交付終了した者のうち1年後の令和4年度末に就農継続している者、④には③平成29年度内に交付終了した者のうち5年後の令和4年度末に就農継続している者の人数を記入）

注6：令和4年度においては該当者がいないため記入不要

第3 地域サポート計画(実績)(別紙)

注：別記2就農準備資金・経営開始資金又は農業次世代人材投資事業の申請を行い、地域サポート計画を添付している場合は、本事業の添付を省略できる。

(別紙1)

令和4年度新規就農者育成総合対策(経営発展支援事業)の要望候補者リスト

(略)	<u>法人</u>	氏名 (<u>法人名</u>)	<u>夫婦型</u>	<u>役員氏名</u> (<u>法人で申請する場合のみ記入</u>)	(略)	(削る。)	(削る。)
-----	-----------	----------------------	------------	-----------------------------------------	-----	-------	-------

(略)	(新設)	氏名	(新設)	(新設)	(略)	<u>夫婦型</u>	<u>法人</u>
-----	------	----	------	------	-----	------------	-----------

(削る。)	(略)			
(略)	4自ら(又は <u>法人</u>)の名義で出荷・取引している	5自ら又は <u>法人</u> の名義通帳及び帳簿で管理している	6自ら又は <u>法人</u> が農業経営に関する主宰権を有している	(略)

(<u>法人名</u>)	(略)			
(略)	4自らの名義で出荷・取引している	5自らの名義通帳及び帳簿で管理している	6自らが農業経営に関する主宰権を有している	(略)

(略)					
<u>12</u> (略)		<u>13</u> 本事業、 <u>初期</u>	<u>14</u>	<u>15</u>	<u>16</u>
<u>目標地図</u> (<u>実質化人・農地プラン</u>) に位置付けられている	<u>目標地図</u> (<u>実質化人・農地プラン</u>) に位置付けられることが <u>确实</u>	(略)	<u>投資促進事業、雇用就農資金や経営継承・発展支援事業の交付を受けていない</u>	(略)	(略)

(略)						
<u>10</u> (略)			<u>11</u> 雇用就農資金や経営継承・発展支援事業の交付を受けていない	<u>12</u>	<u>13</u>	<u>14</u>
<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられている	<u>実質化人・農地プラン</u> に位置付けられることが <u>确实</u>	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(略)	(略)			経営開始資金の受給	補助上限額		
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)
(略)	①圃場等に農作業の記録、②青色申告の実施、③		(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)

(略)	(略)			経営開始資金の受給(<u>整理番号は整理番号表(以下「番号表」という。)を参照</u>)	補助上限額(<u>整理番号は番号表を参照</u>)			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
(略)	①圃場等に農作業の記録、②青色申告の実施、③		(略)	<u>整理番号</u>	<u>(確認用)</u>	<u>整理番</u>	<u>(確認用)</u>	<u>入力誤り(確認)</u>

		GAP 認証等の取得を行う						
		※ (略)						

		GAP 認証(第三者認証)の取得を行う					号	用)
		※ (略)						

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	竣工 (取得) 予定年 月日	(略)	国費(円) ※都道府 県負担分 の2倍か つ千円単 位切り捨 て B=<C×2	(略)	自己 負担 (円) D	その他 (市町 村、JA負 担分) (円) E	国費は、 補助対 象事業 費の1/2 以内 (確認 用)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	竣工 予定年 月日	(略)	国費(年) ※都道府 県負担分 の2倍 B=C×2	(略)	本人 負担 (円) D	その他 (市町村、 JA負担 分) (円) F	国費は、 事業費 の1/2 以内 (確認 用)

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
融資額と 支援額の 合計は、 補助上限 額以上か (確認用) A<B+C+ D+E	(略)	担保措 置の有 無(該当 の場合は「1」を 記入	(略)	償還 年数

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
融資額と 支援額の 合計は、 補助上限 額以上か (確認用) A<B+C+ D+E+F	(略)	(新設)	(略)	(新設)

(別紙2)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績	(略)
-----	--------	-----

(別紙2)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績	(略)
-----	--------	-----

	(略)	令和○年度		令和○年度		
			(略)		(略)	

(略)

別紙様式第 11 号 (略)

	(略)	平成○年度		平成○年度		
			(略)		(略)	

(略)

別紙様式第 11 号 (略)

別記2 就農準備資金・経営開始資金の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金・経営開始資金</p> <p>第1 事業の趣旨 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 事業の仕組み 1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を <u>農業経営・就農支援センター</u> 又は市町村に補助する。</p> <p>第4 交付主体 1 就農準備資金 <u>第7の1の(12)に定めるサポート体制を整備している</u> 都道府県、<u>農業経営・就農支援センター</u> 又は市町村</p> <p>また、第8の4に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。</p> <p>2 経営開始資金 <u>第7の2の(11)に定めるサポート体制を整備している</u> 市町村</p>	<p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">就農準備資金・経営開始資金</p> <p>第1 事業の内容 (略)</p> <p>第2 (略)</p> <p>第3 事業の仕組み 1・2 (略)</p> <p>3 都道府県は、本事業に要する経費を <u>青年農業者等育成センター</u> 又は市町村に補助する。</p> <p>第4 交付主体 1 就農準備資金 都道府県、<u>青年農業者等育成センター</u> 又は市町村</p> <p><u>ただし、本事業を実施できる都道府県、青年農業者等育成センター又は市町村は、第7の1の(12)に定めるサポート体制を整備しているものに限る。</u></p> <p>また、第8の4に定める全国型教育機関における研修について、全国農業委員会ネットワーク機構から交付することもできる。</p> <p>2 経営開始資金 市町村 <u>ただし、本事業を実施できる市町村は、第7の2の(11)に定めるサポート体制を整備している市町村に限る。</u></p>

改正後	改正前
<p>第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等 (略)</p> <p>1 就農準備資金 (1) (略) ア (略) イ (略)</p> <p>(ア) 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について(令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。)に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等(以下「認定研修機関」という。)であると都道府県又は<u>農業経営・就農支援センター</u>(全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構)が認め、別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。)に公表された研修機関等で研修を受けること。</p> <p>(イ)～(エ) (略) ウ (略)</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記1農業次世代人材投資事業(以下「農業次世代人材投資事業」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱<u>(令和3年12月20日付け3経営第1996号農</u></p>	<p>第5 就農準備資金及び経営開始資金の交付要件等 (略)</p> <p>1 就農準備資金 (1) (略) ア (略) イ (略)</p> <p>(ア) <u>「</u>新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及びサポート体制構築事業(研修農場の整備)における研修機関等の認定基準について<u>」</u>(令和4年3月29日付け3経営第3218号就農・女性課長通知。以下「研修機関等認定基準」という。)に基づき、就農に向けて必要な技術等を習得できる研修機関等(以下「認定研修機関」という。)であると都道府県又は<u>青年農業者等育成センター</u>(全国型教育機関の場合は全国農業委員会ネットワーク機構)が認め、別記6の第3の2の(1)のオの新規就農支援ポータルサイト(以下「ポータルサイト」という。) <u>及び全国データベース(新規就農者確保緊急対策実施要綱(令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知)別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下同じ。)</u>に<u>登録し、</u>公表された研修機関等で研修を受けること。</p> <p>(イ)～(エ) (略) ウ (略)</p> <p>エ 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けていないこと。また、過去に本事業、農業人材力強化総合支援事業実施要綱(平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知)の別記1農業次世代人材投資事業(以下「農業次世代人材投資事業」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農者確保加速化対策実施要綱(令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知)の別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱の別記1新規就農促進研修支援事業<u>(令和3</u></p>

改正後	改正前
<p><u>林水産事務次官依命通知</u>の別記1 新規就農促進研修支援事業（以下「<u>新規就農促進研修支援事業</u>」という。）若しくは別記5 就農準備支援事業（以下「<u>就農準備支援事業</u>」という。）（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）による資金の交付を受けていないこと。</p> <p>オ・カ （略）</p> <p>キ 第6の1の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合<u>は</u>、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>ク （略）</p> <p>（2） 交付金額及び交付期間 就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、令和<u>4</u>年4月以降に研修を開始する者であって、（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>（3） 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ 第7の1の（4）の研修実施状況の現地確認等により、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「<u>交付対象者の考え方</u>」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。）</p> <p>カ （略）</p> <p>（4） （略）</p>	<p><u>年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知</u>による資金の交付を受けていないこと。</p> <p>オ・カ （略）</p> <p>キ 第6の1の（1）の研修計画の承認申請時において、前年の世帯（本人のほか、同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母が該当する。以下同じ。）全体の所得が600万円以下であること。ただし、600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合<u>に限り</u>、採択を可能とする。交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>ク （略）</p> <p>（2） 交付金額及び交付期間 就農準備資金の額は、交付期間1月につき1人あたり12.5万円（1年につき最大150万円）とする。また、交付期間は最長2年間とする。 なお、令和<u>3</u>年4月以降に研修を開始する者であって、（1）のイの（エ）の海外研修を行う者については、交付期間を最長3年間とする。</p> <p>（3） 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、交付主体は就農準備資金の交付を停止する。</p> <p>ア～エ （略）</p> <p>オ 第7の1の（4）の研修実施状況の現地確認等により、<u>「新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金の考え方について」</u>（令和4年3月29日付け3経営第3216号就農・女性課長通知。以下「<u>交付対象者の考え方</u>」という。）を満たさない等、適切な研修を行っていないと交付主体が判断した場合（例：研修を行っていない場合、生産技術等を習得する努力をしていない場合など。）</p> <p>カ （略）</p> <p>（4） （略）</p>

改正後	改正前
<p>2 経営開始資金</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ <u>地域計画（基盤強化法第19条に規定する地域計画をいう。）のうち目標地図（基盤強化法第19条第3項の地図をいう。以下同じ）に位置づけられている、若しくは位置づけられることが確実に見込まれること、</u>人・農地プラン進め方通知の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知の3により実質化された人・農地プランとみなすことができる」と判断できる既存の人・農地プラン及び同通知の4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「<u>目標地図</u>に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>キ (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p><u>(エ) 別記1 経営発展支援事業又は新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）の別記6 初期投資促進事業（以下「初期投資促進事業」という。）について補助対象事業費の上限額である1,000万円（夫婦の場合は750万円）の助成を現に受けておらず、かつ過去に受けていないこと。</u></p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による経営開始資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合は、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p>	<p>2 経営開始資金</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 人・農地プラン進め方通知の2の（1）の実質化された人・農地プラン、同通知3により実質化された人・農地プランとみなすことができると判断できる既存の人・農地プラン及び同通知4により実質化された人・農地プランとして取り扱うことのできる人・農地プラン以外の同種取決め等（以下<u>別記2</u>において「人・農地プラン」という。）に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置づけられることが確実に見込まれること、あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること（以下「<u>人・農地プラン</u>に位置づけられた者等」という。）。</p> <p>キ (略)</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ク (略)</p> <p>ケ 前年の世帯全体の所得が600万円以下（被災による経営開始資金の交付休止期間中の所得を除く。以下同じ。）であること。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合<u>に限り</u>、採択及び交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認めた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p>

改正後	改正前
<p>コ (略)</p> <p>サ <u>令和2</u>年4月以降に農業経営を開始した者であること。</p> <p>(2) 交付金額及び交付期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 夫婦共に<u>目標地区</u>に位置づけられた者等となること。</p> <p>ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが<u>目標地区</u>に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。</p> <p>なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合<u>は</u>、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 経営開始資金</p>	<p>コ (略)</p> <p>サ <u>平成31</u>年4月以降に農業経営を開始した者であること。</p> <p>(2) 交付金額及び交付期間</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(ア)・(イ) (略)</p> <p>(ウ) 夫婦共に<u>人・農地プラン</u>に位置づけられた者等となること。</p> <p>ウ 複数の青年就農者が農業法人を設立し、共同経営する場合は、当該青年就農者（当該農業法人及び青年就農者それぞれが<u>人・農地プラン</u>に位置づけられた者等に限る。）に交付期間1月につきそれぞれ(2)のアの額を交付する。</p> <p>なお、経営開始後3年以上経過している農業者（当該農業者が農業次世代人材投資事業又は(2)のアの交付を受けている場合は、その3年度目を超えている農業者）が法人の役員に1名でも存在する場合は、当該法人の他の役員も交付の対象外とする。</p> <p>(3) (略)</p> <p>ア～カ (略)</p> <p>キ 前年の世帯全体の所得が600万円を超えた場合（その後、世帯全体の所得が600万円以下となった場合は、翌年から交付を再開することができる。）。ただし、当該所得が600万円を超える場合であっても、生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると交付主体が認める場合<u>に限り</u>、交付を可能とする。この場合、交付主体は生活費の確保の観点から支援対象とすべき切実な事情があると認められた根拠及び考え方を整理し、国から照会があった場合は提示すること。</p> <p>(4) (略)</p> <p>第6 交付対象者の手続</p> <p>1 (略)</p> <p>2 経営開始資金</p>

改正後	改正前
<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、令和4年4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている目標地図又は人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ 目標地図又は人・農地プランの策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p>第7 交付主体の手続等</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 申請等窓口</p> <p>ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。</p> <p>また、交付主体等(交付主体が農業経営・就農支援センターの場合は都道府県を含む。以下同じ。)は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。</p> <p>イ、ウ (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 交付申請</p> <p>(1)の承認を受けた者は、交付申請書(別紙様式第19号)を作成し、交付主体に資金の交付を申請する。交付の申請は1か月分から1年分までの間で交付主体が定める単位として行い、原則として、申請する資金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。</p> <p>また、申請の対象は、令和3年4月以降の農業経営とする。</p> <p>(4)～(7) (略)</p> <p>(8) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ 人・農地プランの策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p>第7 交付主体の手続等</p> <p>1 就農準備資金</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 申請等窓口</p> <p>ア 研修予定地の都道府県の交付主体が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>ただし、第8の4に定める全国型教育機関における研修で全国農業委員会ネットワーク機構から交付を受ける場合、全国型教育機関が申請の窓口となることを基本とする。</p> <p>また、交付主体等(交付主体が青年農業者等育成センターの場合は都道府県を含む。以下同じ。)は、研修に係る相談窓口を設置し、交付対象者から研修に関する相談を受けた場合は、交付対象者が適切な研修を受けられるよう、必要に応じて研修機関等へ改善指導を行う等、適切に対応しなければならない。</p> <p>イ、ウ (略)</p>

改正後	改正前
<p>(11)、(12) (略)</p> <p>2 経営開始資金</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている <u>目標地図又は</u>人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ <u>目標地図又は</u>人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) サポート体制の整備</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は(ア)及び(イ)について、サポートチームは(ウ)について行うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(12)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第8 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 就農準備資金交付計画の作成</p> <p><u>農業経営・就農支援センター</u>が準備資金の交付主体である場合は、<u>農業経営・就農支援センター</u>は就農準備資金交付計画(別紙様式第26号)を作成し、都道府県の承認を得る。</p>	<p>(11)、(12) (略)</p> <p>2 経営開始資金</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 申請窓口</p> <p>ア 当該交付対象者が位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれている人・農地プランの策定市町村が申請の窓口となり、交付することを基本とする。</p> <p>イ 人・農地プラン策定市町村と開始資金交付対象者の居住市町村が異なる場合は、両市町村で調整の上、居住する市町村から交付することができる。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) サポート体制の整備</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ 交付対象者が早期に経営を安定・発展させ、地域に定着していけるよう、サポート体制の関係者は<u>次に掲げる</u>(ア)及び(イ)について、サポートチームは<u>次に掲げる</u>(ウ)から(オ)までについて行うものとする。</p> <p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>(12)～(13) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>第8 事業計画等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業計画の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 就農準備資金交付計画の作成</p> <p><u>青年農業者等育成センター</u>が準備資金の交付主体である場合は、<u>青年農業者等育成センター</u>は就農準備資金交付計画(別紙様式第26号)を作成し、都道府県の承認を得る。</p>

改正後	改正前
<p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 事業実績報告の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 就農準備資金交付実績報告の作成</p> <p><u>農業経営・就農支援センター</u>が就農準備資金の交付主体である場合は、<u>農業経営・就農支援センター</u>は、就農準備資金交付実績報告（別紙様式第26号）を作成し、都道府県に報告する。</p> <p>なお、就農準備資金交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第9 推進事業</p> <p>資金の交付事業（<u>農業次世代人材投資事業</u>、<u>新規就農支援緊急対策事業実施要綱</u>（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の<u>新規就農促進事業</u>、<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱</u>（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の<u>新規就農促進事業</u>（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）を含む。）、<u>新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業</u>を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（<u>農業次世代人材投資事業</u>、<u>就職氷河期新規就農促進事業</u>は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。</p> <p>1～3 (略)</p>	<p>(5) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 事業実績報告の作成</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 就農準備資金交付実績報告の作成</p> <p><u>青年農業者等育成センター</u>が就農準備資金の交付主体である場合は、<u>青年農業者等育成センター</u>は、就農準備資金交付実績報告（別紙様式第26号）を作成し、都道府県に報告する。</p> <p>なお、就農準備資金交付実績報告の作成に当たっては、研修機関等と連携し、交付対象者の研修計画の進捗状況、達成状況、就農継続状況等の評価を行うこととする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>第9 推進事業</p> <p>資金の交付事業（<u>新規就農支援緊急対策事業実施要綱</u>（令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の<u>新規就農促進事業</u>及び<u>新規就農者確保加速化対策実施要綱</u>（令和3年1月28日付け2経営第2558号農林水産事務次官依命通知）の別記1就職氷河期世代の<u>新規就農促進事業</u>（以下「就職氷河期新規就農促進事業」という。）を含む。）を推進するため、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等は推進事業として以下の事業（就職氷河期新規就農促進事業は1及び3の事業）を実施することができる。推進事業の対象経費（以下「推進事業費」という。）は別表のとおりとし、事業の一部を外部に委託することができる。なお、全国農業委員会ネットワーク機構及び交付主体等の会計に属する資金及び推進事業費の預託に係る利子収入は、資金交付に要する推進事業費に充てることができるものとする。</p> <p>1～3 (略)</p>

改正後

改正前

第10 (略)

第10 (略)

(別表)

(別表)

推進事業費

推進事業費

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は <u>農業経営・就農支援センター</u> 職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

区分	内容	注意点
(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	
事務等経費	事業を実施するために直接に必要な印刷製本費、通信運搬費、雑役務費(手数料、印紙代等)、借上費(会場借料、パソコン等のリース料)、消耗品費、賃金(臨時的に雇用した者、全国農業委員会ネットワーク機構又は <u>青年農業者等育成センター</u> 職員に対して支払う実働に応じた対価、都道府県及び市町村職員の時間外労働に応じた対価) 会計年度任用職員給与(地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合の地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づく給料、報酬及び諸手当(本事業への従事割合に応じて助成対象とすることが可能))、共済費(臨時雇用者等の賃金に係る社会保険料及び子ども・子育て拠出金)等	
(略)	(略)	

(略)

(略)

別紙様式第1号

別紙様式第1号

(略)

(略)

1 (略)

1 (略)

改正後		改正前	
2 就農時に係る計画		2 就農時に係る計画	
(略)		(略)	
就農形態	(略) <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 <input type="checkbox"/> 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな 部門を開始する予定時期 年 月	就農形態	(略) <input type="checkbox"/> 親の経営の全体を継承、 <input type="checkbox"/> 法人の（共同）経営 <input type="checkbox"/> 親の農業経営とは別に新たな部門を開始 ^{※2} 経営継承、法人の（共同）経営、又は新たな 部門を開始する予定時期 年 月
(略)		(略)	
3・4 (略)		3・4 (略)	
5 その他		5 その他	
(略)	(略)	(略)	(略)
過去に <u>本事業</u> 、農業次世代人材投資事業（準備型）、就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算、令和2年度補正予算）、 <u>就農準備支援事業</u> による資金の交付	(略)	過去に農業次世代人材投資事業（準備型）、就職氷河期世代の新規就農促進事業（令和元年度補正予算、令和2年度補正予算）による資金の交付	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
6 (略)		6 (略)	
別紙様式第2号		別紙様式第2号	
(略)		(略)	
1・2 (略)		1・2 (略)	
3 「 <u>目標地図又は</u> 人・農地プラン」への位置付け等 (表略)		3 「人・農地プラン」への位置付け等 (表略)	
4・5 (略)		4・5 (略)	
6 その他		6 その他	
(略)	(略)	(略)	(略)
<u>雇用就農資金</u> 、農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援	(略)	農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農	(略)

改正後		改正前	
事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成金の交付、 <u>経営継承・発展支援事業、就農準備支援事業、経営発展支援事業又は初期投資促進事業</u> による補助金の交付		者実践研修支援事業による助成金の交付 <u>又は</u> 経営継承・発展支援事業による補助金の交付	
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	
7 (略)		7 (略)	
(略)		(略)	
別添1	(略)	別添1	(略)
※ 夫婦共同経営の場合は <u>150万円</u> の1.5倍。		夫婦共同経営の場合は <u>これらの額</u> の1.5倍	
別添2 (略)		別添2 (略)	
別紙様式第3号・第4号 (略)		別紙様式第3号・第4号 (略)	
別記様式第5号		別記様式第5号	
1 交付対象者への面談用		1 交付対象者への面談用	
ア・イ (略)		ア・イ (略)	
ウ 就農に向けた準備状況		ウ 就農に向けた準備状況	
(共通) (略)		(共通) (略)	
(独立・自営就農希望の場合)		(独立・自営就農希望の場合)	
(略)	(略)	(略)	(略)
d <u>目標地図又は</u> 人・農地プランへの位置づけについて	(略)	d 人・農地プランへの位置づけについて	(略)

改 正 後	改 正 前												
<p>(雇用就農希望の場合) (略)</p> <p>(親元就農希望の場合) (略)</p> <p>2 研修指導者への面談用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 就農に向けた準備状況</p> <p>(共通) (略)</p> <p>(独立・自営就農希望の場合)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>d <u>目標地図又は</u>人・農地プランへの位置づけについて</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(雇用就農希望の場合) (略)</p> <p>(親元就農希望の場合) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別紙様式第6号・第7号 (略)</p> <p>別紙様式第8号</p> <p style="text-align: center;">研修再開届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>就農準備資金</u>の受給を再開しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(6)の規定に基づき研修再開届を提出します。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	(略)	(略)	(略)	d <u>目標地図又は</u> 人・農地プランへの位置づけについて	(略)	(略)	<p>(雇用就農希望の場合) (略)</p> <p>(親元就農希望の場合) (略)</p> <p>2 研修指導者への面談用</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 就農に向けた準備状況</p> <p>(共通) (略)</p> <p>(独立・自営就農希望の場合)</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>d 人・農地プランへの位置づけについて</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>(雇用就農希望の場合) (略)</p> <p>(親元就農希望の場合) (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>別紙様式第6号・第7号 (略)</p> <p>別紙様式第8号</p> <p style="text-align: center;">研修再開届</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>経営開始資金</u>の受給を再開しますので、新規就農者育成総合対策実施要綱(令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知)別記2第6の1の(6)の規定に基づき研修再開届を提出します。</p> <p style="text-align: center;">(表略)</p>	(略)	(略)	(略)	d 人・農地プランへの位置づけについて	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)											
d <u>目標地図又は</u> 人・農地プランへの位置づけについて	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											
d 人・農地プランへの位置づけについて	(略)	(略)											

改正後

改正前

別紙様式第9-1号

別紙様式第9-1号

(略)

(略)

1・2 (略)

1・2 (略)

3. 経営規模の報告

3. 経営規模の報告

経営耕地	(略)		(略)
	借入地		
	(削る。)	(削る。)	
		(削る。)	
(略)			

経営耕地	(略)		(略)
	借入地		
	<u>内訳</u> <u>(平成30年度以前に承認</u> <u>を受けた交付対象者のみ記</u> <u>入)</u>	<u>親族から</u>	
		<u>第三者から</u>	
(略)			

(略)

(略)

4～9 (略)

4～9 (略)

添付書類

添付書類

別添 1. (略)

別添 1 (略)

2. 経営開始資金交付対象者は、決算書及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

2. 経営開始資金交付対象者は、決算書*3及び確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

就農準備資金交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し（7月の報告の際のみ添付する。）

準備資金交付対象者は、確定申告時の青色申告決算書（白色申告者は、収支内訳書）の写し

3. 通帳及び帳簿の写し*3

3. 通帳及び帳簿の写し*4

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*3

4. 農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類*4

（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）

（変更がない場合、2回目以降の報告の際は既に提出している農地の権利設定の状況が確認できる書類及び農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類は省略することが出来る。）

改正後

- 5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*4
- 6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付*5

*1・2 (略)
(削る。)

*3 (略)

*4 (略)

*5 経営開始資金の交付期間のみ添付する。

別添1・2 (略)

別紙様式第9-1号-1、第9-2号、第9-3号 (略)

別紙様式第10号

継続研修計画

(略)

1 就農時に係る計画

(略)			
(略)	(略)	農業所得目標*1	万円/ <u>年</u>
(略)			

2・3 (略)

(略)

改正前

- 5. 農業経営改善計画又は青年等就農計画認定書の写し*5
- 6. 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票、所得証明書等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は、必要に応じて生活費確保の観点から資金を必要とする理由欄に記載した事情の裏付けとなる書類を添付*3

*1・2 (略)

*3 経営開始型の交付期間のみ添付する。

*4 (略)

*5 (略)

(新設)

別添1・2 (略)

別紙様式第9-1号-1、第9-2号、第9-3号 (略)

別紙様式第10号

継続研修計画

(略)

1 就農時に係る計画

(略)			
(略)	(略)	農業所得目標*1	万円/ <u>円</u>
(略)			

2・3 (略)

(略)

改正後

改正前

別紙様式第 11 号～第 18 号 (略)

別紙様式第 11 号～第 18 号 (略)

別紙様式第 19 号

別紙様式第 19 号

経営開始資金交付申請書

経営開始資金交付申請書

(略)

(略)

(略)

(略)

・ (略)
 ・ 農の雇用事業、雇用就農資金、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成

・ (略)
 ・ 農の雇用事業、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業、雇用就農者実践研修支援事業による助成（農業法人等として）、経営継承・発展支援事業による助成

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

(略)

資金の振込口座

資金の振込口座※

(表略)

(表略)

(略)

(略)

別紙様式第 20 号・第 21 号 (略)

別紙様式第 20 号・第 21 号 (略)

別紙様式第 22 号 (略)

別紙様式第 22 号 (略)

(別紙)

(別紙)

改正後

(略)

(略)	
(略)	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、 <u>農業経営・就農支援センター</u> 、市町村、農業共済組合 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

(略)

別紙様式第 23 号 (略)
 別紙様式第 23 号別添
 第1・第2 (略)

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画(実績)
 1・2 (略)

3 全国型教育機関で研修を受けた交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	(略)
<u>就農準備資金等</u> (注1)	(略)

注1:ここでいう「交付終了者」とは就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、平成 28 年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2~5 (略)

4 (略)

第4 (略)

改正前

(略)

(略)	
(略)	国、全国農業委員会ネットワーク機構、都道府県、 <u>青年農業者等育成センター</u> 、市町村、農業共済組合 (※ その他追加する機関があれば明確にすること)

(略)

別紙様式第 23 号 (略)
 別紙様式第 23 号別添
 第1・第2 (略)

第3 全国型教育機関で研修を受ける新規就農希望者への事業実施計画(実績)
 1・2 (略)

3 全国型教育機関で研修を受けた交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

区分	(略)
<u>準備型等</u> (注1)	(略)

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成 28 年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2~5 (略)

4 (略)

第4 (略)

改正後	改正前								
<p>第5 関係機関(都道府県、<u>農業経営・就農支援センター</u>、市町村等)との連携</p> <p>第6 (略)</p> <p>別紙様式第24号 (略) 別紙様式第24号別添</p> <table border="1" data-bbox="165 481 1120 874"> <tr> <td style="text-align: center;">都道府県 (略) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付主体(準備型): (略) <u>センター</u>(機関名:) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	都道府県 (略) (略)	(略) (略)	交付主体(準備型): (略) <u>センター</u> (機関名:) (略)	(略)	<p>第5 関係機関(都道府県、<u>青年農業者等育成センター</u>、市町村等)との連携</p> <p>第6 (略)</p> <p>別紙様式第24号 (略) 別紙様式第24号別添</p> <table border="1" data-bbox="1146 481 2107 874"> <tr> <td style="text-align: center;">都道府県 (略) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">交付主体(準備型): (略) <u>育成センター</u>(機関名:) (略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table>	都道府県 (略) (略)	(略) (略)	交付主体(準備型): (略) <u>育成センター</u> (機関名:) (略)	(略)
都道府県 (略) (略)									
(略) (略)									
交付主体(準備型): (略) <u>センター</u> (機関名:) (略)									
(略)									
都道府県 (略) (略)									
(略) (略)									
交付主体(準備型): (略) <u>育成センター</u> (機関名:) (略)									
(略)									
<p>第1 事業計画</p> <p>1 <u>資金</u>の交付計画(実績) (1)・(2) (略) 2・3 (略)</p> <p>第2 新規就農者数等に関する目標及び実績</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況(実績報告時) (表略) 注1～3 (略) 注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添1の収支計画の<u>収入計の目標値</u>を達成した者の人数を記入すること</p> <p>3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)</p>	<p>第1 事業計画</p> <p>1 <u>農業次世代人材投資資金</u>の交付計画(実績) (1)・(2) (略) 2・3 (略)</p> <p>第2 新規就農者数等に関する目標及び実績</p> <p>1 (略)</p> <p>2 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況(実績報告時) (表略) 注1～3 (略) 注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添1の収支計画の<u>売上高計画値</u>を達成した者の人数を記入すること</p> <p>3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)</p>								

改正後

就農準備資金等(注1)	(略)
経営開始資金等	(略)

注1:ここでいう「交付終了者」とは就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、**新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業**の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。**就農準備資金等**の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、**経営開始資金等**の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の**就農準備資金・経営開始資金**、農業次世代人材投資事業(準備型)と管内の市町村が農業次世代人材投資事業(経営開始型)で採択した分を取りまとめて記入すること

注3～5 (略)

第3・第4 (略)

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和〇年度		令和〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)						

(略)

改正前

準備型等(注1)	(略)
経営開始型	(略)

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業**及び**令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。**準備型等**の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、**経営開始型**の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の農業次世代人材投資事業(準備型)**で採択した分**と管内の市町村が農業次世代人材投資事業(経営開始型)で採択した分を取りまとめて記入すること

注3～5 (略)

第3・第4 (略)

(別紙)

都道府県サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成〇年度		平成〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)						

(略)

改正後

改正前

第2 (略)

別紙様式第 25 号 (略)
別紙様式第 25 号別添

第2 (略)

別紙様式第 25 号 (略)
別紙様式第 25 号別添

第1 事業計画

1 資金の交付計画(実績)

(1) (略)

(2) 経営開始資金

(略)	交付金額 (円)	(内訳) 交付期間別対象者交付額	
		(略)	3年

(3) (略)

2・3 (略)

第1 事業計画

1 就農準備資金・経営開始資金の交付計画(実績)

(1) (略)

(2)

(略)	交付金額 (円)	(内訳) 交付期間別対象者交付額	
		(略)	5年

(3) (略)

2・3 (略)

第2 新規就農者に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和〇年度		令和〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

第2 新規就農者に関する目標及び実績

1 新規就農者数に関する目標及び実績(第4の地域サポート計画を作成する市町村は、地域サポート計画において記載。)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成〇年度		平成〇年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)

(略)

2 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況(実績報告時)

(表略)

注1~3 (略)

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添1の収支計画の収入計の目標値を達成した者の人数を記入すること

2 交付対象者の青年等就農計画等の達成状況(実績報告時)

(表略)

注1~3 (略)

注4:「うち収入目標達成者数」欄には「経営開始5年目終了者数」のうち別紙様式第2号別添14の収支計画の売上高計画値を達成した者の人数を記入すること

改正後

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

就農準備資金等(注1)	(略)
経営開始資金等	(略)

注1:ここでいう「交付終了者」とは就農準備資金・経営開始資金、農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。就農準備資金等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始資金等の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。

注3～5 (略)

第3・第4 (略)

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	令和○年度		令和○年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

改正前

3 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)

準備型等(注1)	(略)
経営開始型	(略)

注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成28年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業及び令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。

注2:本計画の実績報告時に、①、③の交付終了者における事業実施年度末時点の就農継続者数を②、④に記入すること。準備型等の欄には就農形態に関わらず就農を継続している者の人数、経営開始型の欄には独立・自営就農を継続している者の人数を記入すること。都道府県は、管内の農業次世代人材投資事業(準備型)で採択した分と管内の市町村が農業次世代人材投資事業(経営開始型)で採択した分を取りまとめて記入すること

注3～5 (略)

第3・第4 (略)

(別紙)

地域サポート計画(新規就農者向け)

(表略)

第1 新規就農者に関する目標及び実績(必須)

(略)	直近過去実績				(略)	
	(略)	平成○年度		平成○年度		
		(略)	(略)	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(略)

改正後	改正前														
<p>第2 (略)</p> <p>別紙様式第 26 号 就農準備資金交付計画 (実績報告) (○年度○○県)</p> <p>(略)</p> <p>○○<u>農業経営・就農支援センター</u></p> <p>(略)</p>	<p>第2 (略)</p> <p>別紙様式第 26 号 就農準備資金交付計画 (実績報告) (○年度○○県)</p> <p>(略)</p> <p>○○<u>青年農業者等育成センター</u></p> <p>(略)</p>														
<p>別紙様式第 26 号別添</p> <table border="1" data-bbox="168 715 1117 1029"> <tr> <td style="text-align: center;">就農準備資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>農業経営・就農支援センター名:</u></td> </tr> </table>	就農準備資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>農業経営・就農支援センター名:</u>	<p>別紙様式第 26 号別添</p> <table border="1" data-bbox="1149 715 2098 1029"> <tr> <td style="text-align: center;">就農準備資金</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>青年農業者等育成センター名:</u></td> </tr> </table>	就農準備資金	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	<u>青年農業者等育成センター名:</u>
就農準備資金															
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
<u>農業経営・就農支援センター名:</u>															
就農準備資金															
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
(略)															
<u>青年農業者等育成センター名:</u>															
<p>第1 事業計画</p> <p>1 資金の交付計画(実績)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)</p> <table border="1" data-bbox="248 1225 1016 1268"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>就農準備資金等</u>(注1)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>注1:ここでいう「交付終了者」とは<u>就農準備資金・経営開始資金</u>、農業次世代人材投資事業、平成 28 年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業、<u>新規就農促進研修支援事業及び就農準備支援事業</u>の</p>	<u>就農準備資金等</u> (注1)	(略)	<p>第1 事業計画</p> <p>1 <u>就農準備</u>資金の交付計画(実績)</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 交付終了者(注1)の就農継続状況(実績報告時)</p> <table border="1" data-bbox="1234 1225 2002 1268"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>準備型</u>(注1)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </table> <p>注1:ここでいう「交付終了者」とは農業次世代人材投資事業、平成 28 年度以前の青年就農給付金、令和元年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業<u>及び</u>令和2年度補正の就職氷河期世代の新規就農促進事業の資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者を</p>	<u>準備型</u> (注1)	(略)										
<u>就農準備資金等</u> (注1)	(略)														
<u>準備型</u> (注1)	(略)														

改正後	改正前
<p>資金の交付を受けた者であって、①、③の年度内に交付対象期間が終了した者をいう。</p> <p>注2～5: (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>別紙様式第 27 号 (略)</p>	<p>いう。</p> <p>注2～5: (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>別紙様式第 27 号 (略)</p>

別記3 雇用就農資金の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">雇用就農資金</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 事業対象者の要件等</p> <p>1 雇用就農促進支援の対象者要件</p> <p>(1) 農業法人等の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続年数1年ごとに、その日数に1日(3年6か月以後は2日)を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>ケ 原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の労働保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。</p> <p>コ～ツ (略)</p> <p>(2) 法人等雇用就農者の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 過去に農業法人等で別記2の第2の1の就農準備資金(以下「就農準備資金」という。)、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第2の1の準備型(平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。以下「準備型」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「緊急対策氷河期世代の新規就</p>	<p>(別記3)</p> <p style="text-align: center;">雇用就農資金</p> <p>第1～3 (略)</p> <p>第4 事業対象者の要件等</p> <p>1 雇用就農促進支援の対象者要件</p> <p>(1) 農業法人等の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる農業法人等は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア～オ (略)</p> <p>カ 従業員が6か月間継続勤務し、その6か月間の全労働日の8割以上を出勤した場合は、10日以上の有給休暇を付与すること。また、その後は、勤続勤務年数1年ごとに、その日数に1日(3年6か月以後は2日)を加算した有給休暇を総日数が20日に達するまで付与すること。</p> <p>キ～ク (略)</p> <p>ケ 原則として雇用保険及び労働者災害補償保険の社会保険に加入させること。また、法人にあっては、厚生年金保険及び健康保険に加入させること。</p> <p>コ～ツ (略)</p> <p>(2) 法人等雇用就農者の要件</p> <p>雇用就農促進支援の対象となる法人等雇用就農者は、次の要件を全て満たす者とする。</p> <p>ア～ク (略)</p> <p>ケ 過去に農業法人等で別記2の第2の1の就農準備資金(以下「就農準備資金」という。)、農業人材力強化総合支援事業実施要綱別記1の第2の1の準備型(平成28年度以前の青年就農給付金の準備型を含む。以下「準備型」という。)、新規就農支援緊急対策事業実施要綱(令和2年1月30日付け元経営第2478号農林水産事務次官依命通知)別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「緊急対策氷河期世代の新規就農促進事</p>

改正後	改正前
<p>農促進事業」という。)、新規就農者確保加速化対策実施要綱別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業」という。))又は新規就農者確保緊急対策実施要綱別記1新規就農促進研修支援事業(以下「新規就農促進研修支援事業」という。))<u>若しくは別記5就農準備支援事業(以下「就農準備支援事業」という。))</u>で同様の研修を受けていないこと。</p>	<p>業」という。)、新規就農者確保加速化対策実施要綱別記1就職氷河期世代の新規就農促進事業(以下「加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業」という。))又は新規就農者確保緊急対策実施要綱別記1新規就農促進研修支援事業(以下「新規就農促進研修支援事業」という。))で同様の研修を受けていないこと。</p>
<p>コ (略)</p>	<p>コ (略)</p>
<p>2 (略)</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 支援の内容</p>	<p>3 支援の内容</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 助成額</p>	<p>(2) 助成額</p>
<p>ア 雇用就農促進支援</p>	<p>ア 雇用就農促進支援</p>
<p>助成額は、法人等雇用就農者1人当たり、1か月につき<u>原則</u>5万円とする。ただし、法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、1か月につき<u>原則</u>6万2千5百円とする。</p>	<p>助成額は、法人等雇用就農者1人当たり、1か月につき5万円とする。ただし、法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、1か月につき6万2千5百円とする。</p>
<p>また、新たな農業法人の設立のための支援について、24か月目までの助成額は1か月につき<u>原則</u>10万円、25か月目以降の助成額は1か月につき<u>原則</u>5万円とする。ただし、法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、24か月目までの助成額は1か月につき<u>原則</u>11万2千5百円、25か月目以降の助成額は1か月につき<u>原則</u>6万2千5百円とする。</p>	<p>また、新たな農業法人の設立のための支援について、24か月目までの助成額は1か月につき10万円、25か月目以降の助成額は1か月につき5万円とする。ただし、法人等雇用就農者が多様な人材の場合は、24か月目までの助成額は1か月につき11万2千5百円、25か月目以降の助成額は1か月につき6万2千5百円とする。</p>
<p>なお、過去に支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分を本事業の対象とする。</p>	<p>なお、過去に支援対象となった法人等雇用就農者が離農している場合には、離農した法人等雇用就農者の数を超えて雇用した新規就農者の増加分を本事業の対象とする。</p>
<p>イ (略)</p>	<p>イ (略)</p>
<p>第5 (略)</p>	<p>第5 (略)</p>
<p>第6 推進事業</p>	<p>第6 推進事業</p>
<p>1 (略)</p>	<p>1 (略)</p>

改正後	改正前
<p>2 事業申請書の承認等</p> <p>(1) 事業実施主体は、第5の1により提出された事業申請書の審査・選考を行うため、社会保険労務士、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会を設置する。事業推進委員会では事業申請書の審査に当たっての審査基準を定め、事業実施主体は当該基準に従って事業申請書を審査し、適当な事業申請書を承認する。また、審査に当たっては、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着状況、経営状況及び障がい者など就業支援が特に必要と考えられる者など雇用就農の促進・就業定着のために必要と認められる事項を考慮する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 支援情報の共有</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 就農準備資金、準備型、緊急対策氷河期世代の新規就農促進事業、加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業、<u>新規就農促進研修支援事業又は就農準備支援事業</u>の交付主体から、当該事業で研修を終了した支援対象者のうち、本事業の支援対象となっている法人等雇用就農者について、当該事業での研修修了後の就農状況を確認するために6の確認結果に係る照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。</p> <p>10 支援情報の照会</p> <p>事業実施主体は、第5の1の(1)で農業法人等から提出のあった事業申請書等に基づき、過去に本事業を活用した法人等雇用就農者等の就農状況について確認を行う場合、必要に応じて経営開始資金、<u>就農準備資金又は就農準備支援事業</u>の交付主体等に照会する。</p> <p>11 (略)</p>	<p>2 事業申請書の承認等</p> <p>(1) 事業実施主体は、第5の1により提出された事業申請書の審査・選考を行うため、社会保険労務士、農業関係団体等の有識者により構成される事業推進委員会を設置する。事業推進委員会では事業申請書の審査に当たっての審査基準を定め、事業実施主体は当該基準に従って事業申請書を審査し、適当な事業申請書を承認する。また、審査に当たっては、過去に受け入れた法人等雇用就農者等の定着状況、<u>法人等雇用就農者の離農に対する改善策の実施状況</u>、経営状況及び障がい者など就業支援が特に必要と考えられる者など雇用就農の促進・就業定着のために必要と認められる事項を考慮する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3～8 (略)</p> <p>9 支援情報の共有</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 就農準備資金、準備型、緊急対策氷河期世代の新規就農促進事業、加速化対策氷河期世代の新規就農促進事業 <u>又は新規就農促進研修支援事業</u>の交付主体から、当該事業で研修を終了した支援対象者のうち、本事業の支援対象となっている法人等雇用就農者について、当該事業での研修修了後の就農状況を確認するために6の確認結果に係る照会があった場合、事業実施主体は当該情報を提供する。</p> <p>10 支援情報の照会</p> <p>事業実施主体は、第5の1の(1)で農業法人等から提出のあった事業申請書等に基づき、過去に本事業を活用した法人等雇用就農者等の就農状況について確認を行う場合、必要に応じて経営開始資金 <u>又は就農準備資金</u>の交付主体等に照会する。</p> <p>11 (略)</p>

改正後	改正前
<p>12 その他 事業実施主体は、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業及び雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、2の（4）及び（5）並びに4から9までの推進事業を実施することができる。</p> <p>第7 事業実施計画等</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 実績報告等 事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書（別紙様式第1号）を該当事業年度の翌年度の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。 また、事業実施主体は、支援実施状況、雇用就農促進支援終了後の定着状況及び派遣研修支援終了後の役員等への登用状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。</p> <p>第8・9 （略）</p> <p>別表1・2、様式第1～3号 （略）</p>	<p>12 その他 事業実施主体は、就職氷河期世代雇用就農者実践研修支援事業を推進するため、2の（4）及び（5）並びに4から9までの推進事業を実施することができる。</p> <p>第7 事業実施計画等</p> <p>1・2 （略）</p> <p>3 実績報告及び決算報告等 事業実施主体は、雇用就農資金実績報告書（別紙様式第1号）を該当事業年度の翌年度の6月末日までに作成し、経営局長に報告する。 また、事業実施主体は、支援実施状況、雇用就農促進支援終了後の定着状況及び派遣研修支援終了後の役員等への登用状況を別紙様式第2号により毎年度経営局長に報告するものとする。</p> <p>第8・9 （略）</p> <p>別表1・2、様式第1～3号 （略）</p>

別記4 サポート体制構築事業の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(別記4)</p> <p>サポート体制構築事業</p> <p>第1 事業の趣旨 農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するためには、地域の関係機関が連携して、<u>農業への人材の呼び込みから</u>、就農相談、研修、就農後の定着までの<u>各段階において</u>、新規就農者及び就農希望者をサポートする体制を構築することが重要である。 このため、地域における<u>社会人向けの農業研修の実施</u>、就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援する。</p> <p>第2 事業の種類 1～3 (略) <u>4 社会人向けの農業研修の実施</u></p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 事業の要件 1・2 (略) 3 サポート体制計画(別紙様式第1号)が策定されていること。また、当該計画を確実に実施すること。ただし、別記2の第7の2の(11)の地域サポート計画をサポート体制計画に<u>代える</u>ことができる。</p> <p>第6 事業の補助対象経費等 1 第2の1から<u>4</u>までの取組に係る補助対象経費、補助率及び補助金の上限については、別表1のとおりとする。</p> <p>第7 事業の内容</p>	<p>(別記4)</p> <p>サポート体制構築事業</p> <p>第1 事業の趣旨 農業従事者が減少する中、新規就農者を育成・確保するためには、地域の関係機関が連携して就農相談<u>段階から</u>研修、就農後の定着まで新規就農者及び就農希望者をサポートする体制を構築することが重要である。 このため、地域における就農相談体制の整備、先輩農業者等による新規就農者への技術面等のサポート、就農希望者を対象とした実践的な研修農場の整備を支援する。</p> <p>第2 事業の種類 1～3 (略) <u>(新設)</u></p> <p>第3・第4 (略)</p> <p>第5 事業の要件 1・2 (略) 3 サポート体制計画(別紙様式第1号)が策定されていること。また、当該計画を確実に実施すること。ただし、別記2の第7の2の(11)の地域サポート計画をサポート体制計画に<u>替える</u>ことができる。</p> <p>第6 事業の補助対象経費等 1 第2の1から<u>3</u>までの取組に係る補助対象経費、補助率及び補助金の上限については、別表1のとおりとする。</p> <p>第7 事業の内容</p>

改正後	改正前
<p>1 就農相談体制の整備</p> <p>事業内容は以下の(1)から(10)までの取組とし、(1)から(5)までの取組は必ず行うものとする。</p> <p>(1) 就農相談員の設置及び相談対応</p> <p>市町村等における就農相談体制を整備するため、就農相談、就農準備段階から定着までの間に、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する就農相談員を設置する。</p> <p>就農相談員は、農業技術、資金調達から生活面まで幅広く新規就農に係る課題全般に一元的に対応できる者とし、新規就農者サポート体制の構成員等と連携して就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 就農準備のサポート</p> <p>ア 農地のあっせん・確保</p> <p>(ア) <u>農業委員会サポートシステム</u>（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の4の(5)のシステムをいう。）を閲覧し、就農希望者の農地の取得状況を把握するとともに、農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別記1の第3の2の(1)の農地相談員をいう。）と連携し、必要に応じて関係者と調整を行う。また、就農希望者が農地を確保した場合は、全国データベース（<u>新規就農者確保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の(1)のデータベースをいう。以下同じ。</u>）へ必要な情報を登録する。なお、<u>農業委員会サポートシステム</u>による新規就農希望者の農地の取得状況の把握が難しい場合は、新規就農者サポート体制の構成員や農業委員会、農地中間管理機構と連携し、新規就農者が就農時に必要となる農地のあっせん・確保をサポートする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) 市町村就農相談カルテの記録</p> <p>別紙様式<u>第11号</u>により市町村から全国データベースの利用権限の委</p>	<p>1 就農相談体制の整備</p> <p>事業内容は以下の(1)から(10)までの取組とし、(1)から(5)までの取組は必ず行うものとする。</p> <p>(1) 就農相談員の設置及び相談対応</p> <p>市町村等における就農相談体制を整備するため、就農相談、就農準備段階から定着までの間に、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する就農相談員を設置する。</p> <p>就農相談員は、農業技術、資金調達から生活面まで幅広く新規就農に係る課題全般に一元的に対応できる者を<u>設置し</u>、新規就農者サポート体制の構成員等と連携し、就農希望者及び新規就農者からの相談に対応する。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 就農準備のサポート</p> <p>ア 農地のあっせん・確保</p> <p>(ア) <u>農地情報公開システム</u>（農地集積・集約化等対策事業実施要綱（平成26年2月6日付け25経営第3139号農林水産事務次官依命通知。以下「農地集積・集約化等実施要綱」という。）第3の3の(5)のイのシステムをいう。<u>以下「農地情報公開システム」という。</u>）を閲覧し、就農希望者の農地の取得状況を把握するとともに、農地相談員（農地集積・集約化等実施要綱別記1の第3の2の(1)の農地相談員をいう。）と連携し、必要により関係者と調整を行う。また、就農希望者が農地を確保した場合は、全国データベースへ必要な情報を登録する。なお、<u>農地情報公開システム</u>による新規就農希望者の農地の取得状況の把握が難しい場合は、新規就農者サポート体制の構成員や農業委員会、農地中間管理機構と連携し、新規就農者が就農時に必要となる農地のあっせん・確保をサポートする。</p> <p>(イ) (略)</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(4) 就農相談カルテの記録</p> <p><u>ア</u> 別紙様式<u>第10号</u>により市町村から全国データベース（<u>新規就農者確</u></p>

改正後	改正前
<p>任を受けて、<u>同データベースを活用し</u>、以下の取組を行う。</p> <p>なお、就農相談員が市町村の職員である場合は、<u>委任の必要はない</u>。</p> <p><u>ア</u> 就農相談員は、就農相談を行った相談者への対応状況等について原則、全国データベースに<u>市町村就農相談カルテ（別紙参考様式1。法人の参入相談の場合は、参入相談カルテ（別紙参考様式2）とする。以下同じ。</u>）として記録し、適切に管理する。</p> <p><u>イ</u> 別記6の第3の2の（2）の全国新規就農相談センター（以下「全国センター」という。）及び都道府県（基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターを含む。）から就農希望者の就農相談の引継ぎを受けた場合は、<u>当該引継ぎの内容を含めて市町村就農相談カルテを作成し</u>、引き続き就農相談の対応を記録する。</p> <p><u>ウ</u> <u>イ</u>で引継ぎのあった就農希望者が、事業実施主体の管轄する地域での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、全国センター又は都道府県に就農相談を引継ぐ。この場合、<u>市町村就農相談カルテの情報も全国センター又は都道府県に引継ぐ</u>。</p> <p><u>エ</u> 就農後おおむね5年を過ぎた就農者について、専門家による経営改善に係る支援が必要と判断した場合は、本人の希望を確認の上、<u>経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2の5の（1）のアの（ア）の重点支援対象候補者として、基盤強化法第11条の11に規定する農業経営・就農支援センターに推薦できる</u>。</p> <p><u>オ</u> <u>エ</u>で推薦した者が、<u>経営・就農支援体制整備推進事業実施要綱別記1の第2の5の（1）のアの（ア）</u>により重点支援対象候補者に選定された場合は、就農相談カルテの必要な情報を<u>要綱別記1第2の5の（1）のアの（オ）</u>の経営相談カルテへ引継ぐことができる。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>	<p><u>保緊急対策実施要綱（令和3年12月20日付け3経営第1996号農林水産事務次官依命通知）別記4の第4の2の（1）のデータベースをいう。以下同じ。</u>）の利用権限の委任を受けて以下の取組を行う。</p> <p>なお、就農相談員が市町村の職員である場合は委任の必要はない。</p> <p><u>（ア）</u> 就農相談員は、就農相談を行った相談者への対応状況等について原則、全国データベースに<u>別記6の第3の2の（2）のキ</u>の就農相談カルテ（<u>以下「就農相談カルテ」という。</u>）として記録し、適切に管理する。</p> <p><u>（イ）</u> 別記6の第3の2の（2）の全国新規就農相談センター（以下「全国センター」という。）及び都道府県（<u>農業経営法人化支援総合事業実施要綱（令和3年3月26日付け2経営第2988号農林水産事務次官依命通知。以下「法人化支援総合事業実施要綱」という。）別記1の第2の3の（1）に規定する拠点</u>を含む。）から就農希望者の就農相談の引継ぎを受けた場合は、<u>引き継いだ就農相談カルテに</u>引き続き就農相談の対応を記録する。</p> <p><u>（ウ）</u> <u>（イ）</u>で引継ぎのあった就農希望者が、事業実施主体の管轄する地域での就農を断念し、新たな就農候補地を探すこと等となった場合は、本人の要望を確認した上で、全国センター又は都道府県に就農相談の対応を引継ぐ。この場合、就農相談カルテの情報も全国センター又は都道府県が引継ぐ。</p> <p><u>（エ）</u> 就農後おおむね5年を過ぎた就農者について、専門家による経営改善に係る支援が必要と判断した場合は、本人の希望を確認の上、<u>法人化支援総合事業実施要綱別記1の第2の3の（3）のアの農業者リスト</u>に推薦する。</p> <p><u>（オ）</u> <u>（エ）</u>で推薦した者が、<u>法人化支援総合事業実施要綱別記1の第2の3の（3）のイ</u>により重点指導農業者に選定された場合は、就農相談カルテの必要な情報を<u>法人化支援総合事業実施要綱別記1第2の3の（3）のオ</u>の経営相談カルテへ引継ぐことができる。</p> <p>(5)～(9) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(10) その他留意事項 取組に<u>当たって</u>は、全国センター、<u>農業委員会サポートシステム管理事業</u>（農地集積・集約化等実施要綱<u>第3の4の(5)</u>に規定する事業をいう。）の事業実施主体及び都道府県と連携して就農相談を行うこと。</p> <p>2 先輩農業者等による技術面等のサポート 事業内容は以下の（1）及び（2）の取組とし、（1）の取組は必ず行うものとする。</p> <p>（1）先輩農業者等による技術・販路等の指導 ア（略） イ 事業実施主体は、事業実施計画において、就農支援員の技術・販路等の指導・助言に関する活動計画を策定すること。また、事業実施主体は、地域内の新規就農者の動向を把握し、必要に応じて就農支援員とのマッチングを行うこと。</p> <p>ウ～オ（略） カ 本事業により選定した就農支援員の情報については、別紙様式<u>第12号</u>により適切に取り扱うよう留意すること。また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>3 研修農場の整備 就農希望者が実践的な研修を行う研修農場を整備する。</p> <p>（1）研修農場の要件 研修農場は、以下に掲げる要件を全て満たすこと。 ア～エ（略） オ 就農希望者に、就農に必要な技術や知識を習得させるため、研修は、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる内容を含む総合的な内容とすること。なお、研修の一部には、自治体が発行している農業経営塾や農業大学校等の<u>農業教育機関</u>における講習等を活用することも可能とする。</p>	<p>(10) その他留意事項 取組に<u>あたって</u>は、全国センター、<u>農地情報公開システム管理事業</u>（農地集積・集約化等実施要綱<u>第3の3の(5)</u>に規定する事業をいう。）の事業実施主体及び都道府県と連携して就農相談を行うこと。</p> <p>2 先輩農業者等による技術面等のサポート 事業内容は以下の（1）及び（2）の取組とし、（1）の取組は必ず行うものとする。</p> <p>（1）先輩農業者等による技術・販路等の指導 ア（略） イ 事業実施主体は、事業実施計画において、就農支援員の技術・販路等の指導・助言に関する活動計画を策定する<u>とともに、選定した就農支援員に関する情報（指導する品目等）を、就農に関するポータルサイトに登録する</u>こと。また、事業実施主体は、地域内の新規就農者の動向を把握し、必要に応じて就農支援員とのマッチングを行うこと。</p> <p>ウ～オ（略） カ 本事業により選定した就農支援員の情報については、別紙様式<u>第11号</u>により適切に取り扱うよう留意すること。また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>（2）（略）</p> <p>3 研修農場の整備 就農希望者が実践的な研修を行う研修農場を整備する。</p> <p>（1）研修農場の要件 研修農場は、以下に掲げる要件を全て満たすこと。 ア～エ（略） オ 就農希望者に、就農に必要な技術や知識を習得させるため、研修は、以下の（ア）から（ウ）までに掲げる内容を含む総合的な内容とすること。なお、研修の一部には、自治体で実施している農業経営塾や農業大学校等の<u>教育機関</u>における講習等を活用することも可能とする。</p>

改正後	改正前
<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) 研修農場の整備の内容</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>キ～セ (略)</u></p> <p><u>ソ セ</u>により事業実施主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告し、その指示を受ける。</p> <p><u>タ (略)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>4 社会人向けの農業研修の実施</u></p> <p><u>事業内容は、他産業に従事している社会人（就業形態を問わない。以下同じ。）が仕事の傍らに受講できる形態による農業研修を実施する取組とし、事業実施計画において、以下の要件を満たす研修カリキュラムを作成する。</u></p> <p><u>(1) 研修の要件</u></p> <p><u>研修は、以下に掲げる要件を全て満たすこと。</u></p> <p><u>ア 受講対象者</u></p> <p><u>将来の就農を検討する社会人であること。また、受講者の過半数は、受講開始時に6歳未満であること。</u></p> <p><u>イ 実施期間及び必要時間数</u></p> <p><u>おおむね3か月から6か月程度とし、平均にして1か月間につき15時間以上の研修を実施すること。また、総研修時間のうち、実習に充てる時間が50%を下回らないこと。</u></p> <p><u>ただし、天候不良等のやむを得ない事情が生じた場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>ウ 実施形態</u></p> <p><u>社会人が仕事の傍らに受講できるよう、以下の(ア)から(ウ)まで掲げる形態により実施すること。</u></p> <p><u>(ア) 週休日・祝日又は平日夜間における研修の実施</u></p>	<p>(ア)～(ウ) (略)</p> <p>カ～ケ (略)</p> <p>(2) 研修農場の整備の内容</p> <p>ア～カ (略)</p> <p><u>カ～ス (略)</u></p> <p><u>セ ス</u>により事業実施主体から報告を受けた都道府県知事は、当該報告の内容について遅滞なく地方農政局長（北海道にあつては経営局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に報告し、その指示を受ける。</p> <p><u>ソ (略)</u></p> <p>(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(イ) オンライン方式 (e-ラーニング等を含む) による研修の実施</u> <u>(ウ) その他社会人が仕事の傍らに受講する上で有効な形態による研修の実施</u></p> <p><u>エ 研修の内容</u> <u>以下の (ア) 及び (イ) に掲げる内容を含む総合的な内容とすること。</u> <u>(ア) 栽培管理等の生産技術・知識に関する講義、演習又は実習</u> <u>(イ) 農業経営に関する講義、演習又は実習 (例：販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等)</u></p> <p><u>(2) 留意事項</u></p> <p><u>ア 事業実施主体は、農業技術・経営に精通し、受講者に対して適切に指導できる者を置くとともに、受講者の健康管理、事故防止に十分配慮すること。</u></p> <p><u>イ (1) のエの (ア) についての研修カリキュラムの作成に当たっては、例えば、播種から収穫までの農作業工程を一通り実習するなど、できる限り農作業全体を俯瞰できるような内容とすること。</u></p> <p><u>ウ 地域における新規就農者の確保に資するため、研修の実施に支障が生じない場合に限り、他産業を離職した者や学生等を受講対象者に含めることができることとする。</u></p> <p><u>エ 事業実施主体は、地域農業の実情等に応じて、実施時期や品目等の異なる複数の研修コースを設定することができる。この場合においては、全ての研修コースの実施に要する経費の合計を事業費とする。</u></p> <p><u>オ 研修の一部として、自治体を実施している農業経営塾や農業大学校等の農業教育機関における講習等を活用することもできることとする。ただし、受講者が当該講習等に参加するための費用は、本事業の補助対象としない。</u></p> <p><u>カ e-ラーニングなど、受講者によって受講に係る所要時間が異なる形態により研修を実施する場合、同内容の研修を対面により実施した場合に要する時間を、(1) のイの時間数として計上できることとする。</u></p> <p><u>キ 事業実施主体は、研修の募集又は開始時点において、受講予定者又は受講者に対し、書面等により、研修を真摯に受講し修了する意思を</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>有していることを確認することとする。</u></p> <p><u>ク 事業実施主体は、受講者がやむを得ない事情等により研修の一部を受講できなかった場合は、必要に応じて、補講等を実施するよう努める。この場合において、補講等の実施に要する経費については、本事業の補助対象とする。</u></p> <p><u>ケ 事業実施主体が、研修コンテンツを自ら作成するため、カメラ、ソフトウェア、PC等の物品を直接必要とする場合、原則としてリース又はレンタル（以下「リース等」という。）によることとする。ただし、リース等によることが困難な場合又はリース等によるよりも購入した方が当該年度の事業実施期間における必要経費が安価な場合に限り、当該物品を購入できることとする。</u></p> <p><u>コ 事業実施主体は、受講者の就農後の経営安定を図るため、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済その他の農業関係の保険加入に資する内容を研修に含めるよう努める。</u></p> <p><u>サ 事業実施主体は、本研修について、別記6の第3の2の（1）のオに掲げる新規就農支援ポータルサイト（以下「ポータルサイト」という。）に登録するとともに、関係機関等と連携し、研修に係る情報を広く周知するよう努める。</u></p> <p><u>シ 第2の2の事業において補助対象となる取組（例：研修プログラムの作成）については、本事業の補助対象としない。</u></p> <p><u>（3）研修受講者に対するフォローアップ及び事業成果の検証</u></p> <p><u>ア 事業実施主体は、研修期間中及び研修修了後、研修受講者の就農に係る意向や相談事項等（就農希望時期、就農形態、就農場所、作目等）を把握し、新規就農者サポート体制の構成員等と連携の上、就農に向けたサポート等を適切に実施する。</u></p> <p><u>イ 事業実施主体は、研修修了後、研修受講者に対するアンケート等により、研修の効果や改善点等を把握し、事業の検証結果を第10の1に掲げる事業実績報告書に記載する。</u></p> <p><u>ウ 事業実施主体は、事業実施年度から第8の1の（1）の成果目標で作成した目標年度の翌年度までの間、アンケート等により、研修受講者の就農状況等を調査する。</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>エ 事業実施主体は、ウによる調査結果を取りまとめ、調査実施年度の翌年度の6月末までに、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県を通じて、別紙様式第10号の成果報告書により、地方農政局長に報告するものとする。</u></p>	
<p><u>オ 事業実施主体は、ウによる調査結果も踏まえ、研修受講者に対する継続的なフォローアップ及び研修カリキュラムの改善に努めるものとする。</u></p>	
<p>第8 事業実施計画等の提出</p>	<p>第8 事業実施計画等の提出</p>
<p>1 サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、事業実施年度から3年間の新規就農者の数を成果目標とする<u>サポート体制構築</u>事業実施計画を別紙様式第2号により作成し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出し、承認を得る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 都道府県知事は、1により提出されたサポート体制構築事業実施計画について、事業実施主体が本事業の事業実施主体として適当であるか及び事業実施主体により実施予定の研修<u>等</u>が効果的なものと認められるか等を確認の上、別表3-1から別表<u>3-5</u>までのポイント表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県サポート体制構築事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>1 サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 事業実施主体は、本事業を実施する場合、事業実施年度から3年間の新規就農者の数を成果目標とする事業実施計画を別紙様式第2号により作成し、事業実施主体の主たる事務所の所在地又は主たる事業の実施場所の都道府県の知事に提出し、承認を得る。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 都道府県サポート体制構築事業実施計画</p> <p>(1) 都道府県知事は、1により提出されたサポート体制構築事業実施計画について、事業実施主体が本事業の事業実施主体として適当であるか及び事業実施主体により実施予定の研修が効果的なものと認められるか等を確認の上、別表3-1から別表<u>3-4</u>までのポイント表によりポイント付けの上、別紙様式第3号の都道府県サポート体制構築事業実施計画を作成し、地方農政局長に提出する。</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
<p>第9 (略)</p>	<p>第9 (略)</p>
<p>第10 事業実績報告の提出</p>	<p>第10 事業実績報告の提出</p>
<p>1 (略)</p> <p>2 都道府県サポート体制構築事業実績報告書</p> <p>(1) (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 都道府県サポート体制構築事業実績報告書</p> <p>(1) (略)</p>

改正後	改正前
<p>(2) 地方農政局長は、(1) の報告を受けた後、管内の都道府県サポート体制構築事業実績報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号により補助事業の完了年度の翌年度の6月末日までに全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第11 (略)</p> <p>第12 個人情報の取扱い 本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報及び選定した就農支援員等の情報については、別紙様式第12号により適切に取り扱うよう留意すること。 また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>第13 適正な執行の確保 1 事業実施主体は、別表1、別表2-1から別表2-3までに定める補助対象経費以外に使用した場合には、速やかに、<u>交付された補助金の一部又は全部</u>を国に返還するものとする。 2 (略)</p>	<p>(2) 地方農政局長は、(1) の報告を受けた後、管内の都道府県サポート体制構築事業実績報告書を取りまとめの上、別紙様式第5号により補助事業の完了年度の翌年度6月末日までに全国農業委員会ネットワーク機構に報告する。</p> <p>3 (略)</p> <p>第11 (略)</p> <p>第12 個人情報の取扱い 本事業により就農相談を受けた就農希望者等の情報及び選定した就農支援員等の情報については、別紙様式第12号<u>第11号</u>により適切に取り扱うよう留意すること。 また、個人情報の管理については、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じること。</p> <p>第13 適正な執行の確保 1 事業実施主体は、別表1、別表2-1及び別表2-3<u>2-2</u>に定める補助対象経費以外に使用した場合には、速やかに、<u>交付された補助金の一部又は全部</u>を国に返還するものとする。 2 (略)</p>

改正後

改正前

別表1

事業の種類	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 先輩農業者等による技術面等のサポート	(略)	(略)	(略)	100万円 ただし、 (1)については、 <u>新規就農者</u> 1人当たり上限5万円とする。 (複数の就農支援員が1人の新規就農者を支援する場合についても合計5万円を上限とする。)
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
4 <u>社会人向けの農業研修の実施</u>	(略)	<u>社会人向けの農業研修の実施に必要な経費</u> <u>ただし、詳細については別表2-3のとおりとする。</u>	<u>定額</u>	<u>300万円</u>

別表1

事業の種類	事業実施主体	補助対象経費	補助率	補助金上限
1 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2 先輩農業者等による技術面等のサポート	(略)	(略)	(略)	100万円 ただし、 (1)については、1人当たり上限5万円とする。 (複数の就農支援員が1人の新規就農者を支援する場合についても合計5万円を上限とする。)
3 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>				

改正後					改正前				
事務等経費	全国農業委員会ネットワーク機構	第2の1から4までを実施する際に必要な事務等経費	定額		事務等経費	全国農業委員会ネットワーク機構	第2の1から3までを実施する際に必要な事務等経費	定額	
別表2-1 第2の1の事業の補助対象経費の使途基準					別表2-1 第2の1の事業の補助対象経費の使途基準				
区分	内容				区分	内容			
賃金	<p>事業を実施するための、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付<u>することとする。</u></p> <p>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。</p> <p>ただし、事業実施に直接関係する業務であっても地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）、<u>農業協同組合</u>の正職員については、賃金を支払うことはできない。</p>				賃金	<p>事業を実施するための、資料整理、事務補助、各種調査、資料収集等の業務のために臨時雇用した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</p> <p>賃金単価については、事業実施主体内の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</p> <p>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、上記の賃金支給規則等を申請の際に添付<u>してください。</u></p> <p>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払の対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払はできない。</p> <p>また、事業実施主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならないものとする。</p> <p>ただし、事業実施に直接関係する業務であっても地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）、<u>農協</u>の正職員については、賃金を支払うことはできない。</p>			
(略)	(略)				(略)	(略)			
備品費	<p>事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入に必要な経費（農業用機械を除く。） <u>（これらの据付等にかかる経費を含む。）。</u></p>				備品費	<p>事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入<u>及びこれらの据付等</u>に必要な経費（農業用機械を除く。）。</p>			
(略)	(略)				(略)	(略)			
(略)	(略)				(略)	(略)			

改正後

改正前

別表2-2

第2の2の事業の補助対象経費の使途基準

区分	内容
(略)	(略)
備品費	事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入に必要な経費（農業用機械を除く。）（これらの据付等にかかる経費を含む。）。
(略)	(略)

(略)

別表2-3

第2の4の事業の補助対象経費の使途基準

区分	内容
謝金	<p><u>事業を実施するために必要となる専門知識の提供、資料整理、事務補助、資料収集等の協力者に対する謝礼に要する経費。</u></p> <p><u>謝金の単価については、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</u></p> <p><u>なお、設定された単価が妥当であるかを精査するため、謝金の単価の設定根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</u></p> <p><u>また、事業実施主体、取組主体等の事業に参画する者に対しては、謝金を支払うことはできない。</u></p>
旅費	<p><u>事業を実施するために必要な研修実施、資料収集、各種調査、打合せ等に要する経費。事業実施主体又は取組主体に旅費の支給に関する規程等がある場合は、当該規程によることができるものとする。</u></p>
賃金	<p><u>事業を実施するために必要となる研修実施、資料整理、事務補助、資料収集等の業務のために臨時に雇用</u></p>

別表2-2

第2の2の事業の補助対象経費の使途基準

区分	内容
(略)	(略)
備品費	事業を実施するための、取得単価が50万円未満の設備（機械・装置）・物品等の購入 <u>並びにこれらの据付等</u> に必要な経費（農業用機械を除く。）。
(略)	(略)

(略)

(新設)

	改正後	改正前
<p>会計年度任用職員給与等</p>	<p><u>した者に対して支払う実働に応じた対価。雇用に伴う社会保険料等の事業主負担分などについては、「賃金」としてではなく、後述する「その他」の区分により申請すること。</u></p> <p><u>賃金単価については、事業実施主体や取組主体の賃金支給規則や国の規定等によるなど、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づき設定すること。</u></p> <p><u>また、当該賃金支給規則による場合であっても、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（賞与、住宅手当、退職給付金引当金等）については、除外して申請すること。</u></p> <p><u>設定された単価等が妥当であるかを精査するため、賃金等の支給規則、辞令等の根拠となる資料を申請の際に添付するものとする。</u></p> <p><u>賃金については、本事業の実施により新たに発生する業務についてのみ支払いの対象とし、事業実施に直接関係のない既存の業務に対する支払いはできない。</u></p> <p><u>また、事業実施主体及び取組主体は、当該事業に直接従事した従事時間と作業内容を証明しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、事業実施に直接関係する業務であっても地方公共団体の職員（会計年度任用職員を除く）、農業協同組合の正職員については、賃金を支払うことはできない。</u></p> <p><u>地方公共団体において会計年度任用職員に任用された職員を本事業に従事させる場合については、地方公共団体が定める会計年度任用職員の給与に関する条例等の規定に基づき、給与及び手当について、本事業への従事割合に応じて助成対象とすることができる。</u></p>	

	改正後	改正前
<u>備品費</u>	<p><u>この場合、給与等が妥当であるかを精査するため、給与等に関する条例、勤務条件通知書等の根拠となる資料を申請の際に添付するとともに、会計年度任用職員の本事業への従事割合及び従事内容を証明しなければならない。</u></p>	
<u>消耗品費</u>	<p><u>事業を実施するために直接必要となる取得単価が5万円以上の機器、装置、物品等の購入に必要な経費（これらの据付等にかかる経費も含む。）（リース等が困難な場合に限る）。</u></p>	
<u>印刷製本費</u>	<p><u>事業を実施するために必要となる取得価格が5万円未満の消耗品、消耗器材、薬品類、原材料、生産資材、各種事務用品等の調達に必要な費用。</u></p>	
<u>印刷製本費</u>	<p><u>事業を実施するために必要となる文書、研修資料、会議資料等の印刷製本の経費。</u></p>	
<u>通信運搬費</u>	<p><u>事業を実施するため追加的に必要となる電話・インターネット等の通信料、郵便料、諸物品の運賃等の経費（通常の団体運営に伴って発生する経費は含まれない）。</u></p>	
<u>使用料及び賃借料等</u>	<p><u>事業を実施するため追加的に必要となる教育コンテンツやサービスの使用料、カメラ、パソコン、ソフトウェア、教育機材、講義等の会場、農業用機械・設備等、移動用バス等事業用機械器具等の借料及び損料（通常の団体等の運営に伴って発生する経費は含まれない）。</u></p>	
<u>役務費</u>	<p><u>事業実施主体や取組主体が直接実施することが困難である役務（ホームページ作成、翻訳、分析等）を他の事業者等に依頼するために必要な経費。</u></p>	
<u>委託費</u>	<p><u>事業の交付目的たる事業の一部分（教育コンテンツの作成等）を他の事業者等に委託するために必要な経費。</u></p>	
<u>その他</u>	<p><u>事業を実施するために必要な文献等購入費、複写</u></p>	

改正後				改正前			
		<u>費、収入印紙代、社会保険料等の事業者負担分など他の費目に該当しない経費。</u>					
<u>(注)</u>							
<u>1 補助事業等に直接従事する者の人件費の算定方法及び人件費の算定根拠となる従事日数等に係る証拠書類の整備等については、上記助成対象経費の欄に掲げる内容のほか、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」(平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知)に示す方法に従うものとする。</u>							
<u>2 賃金及び謝金については、原則として、額の確定時に、申請の際に設定した単価の変更はできない。</u>							
別表3-1 (第2の1から <u>4</u> までの事業に係る配分ポイント)				別表3-1 (第2の1から <u>3</u> までの事業に係る配分ポイント)			
	項目	判断基準	ポイント		項目	判断基準	ポイント
1 ～ 3	(略)	(略)	(略)	1 ～ 3	(略)	(略)	(略)
4	農地のあっせん	新規就農者が <u>賃借権等の権利を取得</u> できる農地 <u>を</u> あらかじめ用意 <u>し</u> ている。 (用意 <u>し</u> ている農地の利用状況、場所等がわかる資料を添付すること)	(略)	4	農地のあっせん	新規就農者が <u>取得又は借り受けることが</u> できる農地 <u>が</u> あらかじめ用意 <u>され</u> ている。 (用意 <u>され</u> ている農地の利用状況、場所等がわかる資料を添付すること)	(略)
5	(略)	(略)	(略)	5	(略)	(略)	(略)
6	事業活用年度から3年後の新規就農者の <u>目標</u>	事業後3年間の新規就農者数の合計が、事業開始前3年間合計の150%以上 <u>200%未満</u> になる計画となっていること。	(略)	6	事業活用年度から3年後の新規就農者の <u>人数</u> <u>※1</u>	事業後3年間の新規就農者数の合計が、事業開始前3年間合計の150%以上になる計画となっていること。	(略)
		(略)	(略)			(略)	(略)

改正後				改正前					
7	農山漁村における女性の登用	(1) 事業実施主体が市町村、農業団体等の場合	女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。 <u>(第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等)</u> に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること	(略)	7	農山漁村における女性の登用 <u>※2</u>	(1) 事業実施主体が市町村、農業団体等の場合	女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。 <u>(「女性活躍・男女共同参画の終点方針2021」(令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)</u> に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること	(略)
		(2) 事業実施主体が協議会の場合	構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。 <u>(第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等)</u> に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること	(略)			(2) 事業実施主体が協議会の場合	構成員のいずれかに女性登用の数値目標・取組計画の設定がある。 <u>(「女性活躍・男女共同参画の終点方針2021」(令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)</u> に基づき策定された数値目標・取組計画が確認できる資料を添付すること	(略)

(削除)

※1：両方の目標を達成していればポイントの高い判断基準のポイントを加算する。

※2：数値目標・取組計画の有無は、経営局就農・女性課女性活躍推進室が行う「女性登用に関する調査(仮称)」も活用する。

別表3-2 (第2の1の事業に係る配分ポイント)

	項目	判断基準	ポイント
1 ~ 2	(略)	(略)	(略)
3	都道府県加算	申請数の5倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点 <u>(削除)</u>	

別表3-2 (第2の1の事業に係る配分ポイント)

	項目	判断基準	ポイント
1 ~ 2	(略)	(略)	(略)
3	都道府県加算	申請数の5倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点 <u>(例)</u> <u>5件申請があった場合の都道府県ポイント</u> <u>: 5件×5ポイント</u> <u>=25ポイント</u> <u>独自基準(ピーマン産地の振興、中山)</u>	

改正後

改正前

間地の就農者の確保 等（複数設定可）
により申請毎に都道府県ポイントを配分

別表 3-3（第2の2の事業に係る配分ポイント）

別表 3-3（第2の2の事業に係る配分ポイント）

項目	判断基準	ポイント
1 (略)	地域の推進品目全てに就農支援員を選定している。	(略)
	就農希望者（研修生等）に対し、指導経験がある者を就農支援員に選定している。	(略)
	UIターン者を就農支援員に選定している。	(略)
	女性農業者を就農支援員に選定している。	(略)
2 (略)	新規就農者一人に対し、複数の就農支援員を設定する計画を立てている。	(略)
	就農支援員が月1回以上、担当の新規就農者の面談を実施する計画を立てている。	(略)
3 (略)	申請数の5倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点	(略)

項目	判断基準	ポイント
1 (略)	<u> </u> 地域の推進品目全てに就農支援員を選定している。	(略)
	<u> </u> 就農希望者（研修生等）に対し、指導経験がある者を就農支援員に選定している。	(略)
	<u> </u> UIターン者を就農支援員に選定している。	(略)
	<u> </u> 女性農業者を就農支援員に選定している。	(略)
2 (略)	<u> </u> 新規就農者一人に対し、複数の就農支援員を設定する計画を立てている。	(略)
	<u> </u> 就農支援員が月1回以上、担当の新規就農者の面談を実施する計画を立てている。	(略)
3 (略)	申請数の5倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点	(略)

改正後

改正前

別表3-4 (第2の3の事業に係る配分ポイント)

別表3-4 (第2の3の事業に係る配分ポイント)

	項目	判断基準	ポイント
1	(略)	(略)	(略)
2	実習において、右記のカリキュラムを設定	(略)	(略)
		<u>有機農業等の環境と調和のとれた農業</u>	<u>1</u>
3	座学において、右記のカリキュラムを設定	(略)	(略)
		(略)	(略)
		<u>有機農業等の環境と調和のとれた農業</u>	<u>1</u>
		(略)	(略)
4	研修修了生の、新規就農1年目の目標平均売上高	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)

	項目	判断基準	ポイント
1	(略)	(略)	(略)
2	実習において、右記のカリキュラムを設定	(略)	(略)
		<u>(新設)</u>	
3	座学において、右記のカリキュラムを設定	(略)	(略)
		(略)	(略)
		<u>(新設)</u>	
		(略)	(略)
4	研修修了生の、新規就農1年目の目標平均売上高 <u>※3</u>	(略)	(略)
5	(略)	(略)	(略)

(削除)

※3: 達成している判断基準のうち最も高いポイントを加算する。

改正後

改正前

別表3-5 (第2の4の事業に係る配分ポイント)

-	項目	判断基準	ポイント
1	研修内容	<u>主要な農作業工程*を一通り実習できる内容となっている。</u> <u>※播種、育苗、定植、施肥、農薬散布、誘引、摘果・摘芯・摘葉・芽かき、剪定、授粉、収穫、調製等。ただし、品目の性質や研修時期等を踏まえ、一部の工程を除外できる。</u>	3
		<u>複数品目について実習できる内容となっている。</u>	3
		<u>スマート農業に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。</u>	1
		<u>有機農業等の環境と調和のとれた農業に関する研修を5時間以上実施する計画となっている。</u>	1
		<u>GAP等の認証制度に関する研修を3時間以上実施する計画となっている。</u>	1
2	受講者に対するフォローアップ体制	<u>新規就農に係る課題全般に一元的に対応できる者（就農相談員）を設置している。</u>	3
		<u>新規就農者に対し、技術・販路等の指導を行う先輩農業者等（就農支援員）を設置している。</u>	3
3	研修受講者数	<u>・本事業の開始前に既に就農希望者向けの研修を実施しており、当該研修の受講者数の200%以上となる計画となっている場合。</u> <u>・就農希望者向けの研修を初めて実施する場合。</u>	3

(新設)

改正後				改正前			
		<u>※事業開始前の就農希望者向け研修の内容、受講者数が分かる資料を添付すること。</u>					
		<u>研修受講者数が、事業開始前の就農希望者向け研修受講者数の150%以上となる計画となっている。</u> <u>※事業開始前の就農希望者向け研修の内容、受講者数が分かる資料を添付すること。</u>	1				
4	都道府県加算	<u>申請数の5倍を都道府県ポイントとして、都道府県が独自に設定した判断基準により配点</u>					
(別記4 別紙様式第2号) 令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施計画（実績報告）書 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業実施主体</div> (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業実施体制</div> 1 事業実施体制（フロー図を含む）				(別記4 別紙様式第2号) 令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施計画（実績報告）書 (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業実施主体</div> (略) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">事業実施体制</div> 1 事業実施体制（フロー図を含む）			

改正後

改正前

※ 他組織と連携して事業を実施する場合は、連携内容を具体的に記載する。

※ 他組織と連携して事業を実施する場合は、連携内容を具体的に記載すること。

2 (略)

2 (略)

地域の概況

地域の概況

1 (略)

2 就農への支援の概況

1 (略)

2 就農への支援の概況

項目	支援の内容
住居のあ っせん	※ <u>就農希望者や新規就農者が利用できる住居をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記載し、用意している物件の状態、場所がわかる資料を添付すること。</u>
農地のあ っせん	※ <u>新規就農者が賃借権等の権利を取得できる農地をあらかじめ用意している場合に、具体的な支援の内容を記載し、用意している農地の利用状況、場所等がわかる資料を添付すること。</u>

項目	支援の内容
住居のあ っせん	※ 用意されている物件の状態、場所がわかる資料を添付すること。
農地のあ っせん	※ <u>新規就農所が取得又は借り受けることができる農地の用意がある場合</u> 具体的な支援の内容を記載する。

改正後

3 新規就農の概況

(1) 過去3年間の新規就農者の定着率
(略)

※新規就農者数欄は上段に新規就農者数を、下段に()書きで事業実施年当初の定着率を記載する。

(2) 事業実施年度から3年後の新規就農者の目標

就農年度	事業開始前 3年間の 合計	事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	合計
新規就農者数 (経営体)					

※合計欄については、上段に新規就農者の人数を、下段に()書きで増加率を記載する。

4 農山漁村における女性の登用に関する事項

事業実施主体(事業実施主体が協議会の場合は、構成員のいずれか)が第5次男女共同参画基本計画(令和2年12月25日閣議決定)等に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記載してください。

組織名 _____

(略)

※1 (略)

※2 取組計画の内容、目標数値がわかる資料を添付すること(抜粋可)。

事業内容及び計画

1 取り組む事業の種類

事業の種類	取組の有無
-------	-------

改正前

3 新規就農の概況

(1) 過去3年間の新規就農者の定着率
(略)

(新設)

(2) 事業実施年度から3年後の新規就農者の目標

就農年度	(新設)	事業実施 1年後 (○年度)	事業実施 2年後 (○年度)	事業実施 3年後 (○年度)	合計
新規就農者数 (経営体)					

(新設)

4 農山漁村における女性の登用に関する事項

事業実施主体(事業実施主体が協議会の場合は、構成員のいずれか)が「女性活躍・男女共同参画の終点方針2021」(令和3年6月16日すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定)に基づき策定された数値目標・取組計画を設定していれば、その概要を記載してください。

組織名 _____

(略)

※1 (略)

※2 取組計画の内容、目標数値がわかる資料を添付してください(抜粋可)。

事業内容及び計画

1 取り組む事業の種類

事業の種類	取組の有無
-------	-------

改正後		改正前																									
(略)	(略)	(略)	(略)																								
<u>社会人向けの農業研修の実施</u>		<u>(新設)</u>																									
(略)		(略)																									
2 (略)		2 (略)																									
3 事業実施主体又は協議会の構成員		3 事業実施主体又は協議会の構成員																									
<p>※ 市町村、□□農業公社、○○<u>農業協同組合</u>等を記載する。</p> <p>※ 事業実施主体が協議会の場合は、構成員の役割についても記載する。</p>		<p>※ 市町村、□□農業公社、<u>JA</u>○○等を記載する。</p> <p>※ 事業実施主体が協議会の場合は、構成員の役割についても記載する。</p>																									
4 就農相談体制の整備計画（実績）（※取り組む場合のみ記載）		4 就農相談体制の整備計画（実績）（※取り組む場合のみ記載）																									
(1) 就農相談員の設置及び相談対応（必須）		(1) 就農相談員の設置及び相談対応（必須）																									
ア～イ (略)		ア～イ (略)																									
ウ 相談対応の方針		ウ 相談対応の方針																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談会の名称</th> <th>開催場所</th> <th>開催時期</th> <th>開催(参加)回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 相談会の開催、参加を行う場合記載<u>する。</u></p> <p>※ 全国新規就農相談センター、都道府県との連携についても記載する。</p>		相談会の名称	開催場所	開催時期	開催(参加)回数									<table border="1"> <thead> <tr> <th>相談会の名称</th> <th>開催場所</th> <th>開催時期</th> <th>開催(参加)回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 相談会の開催、参加を行う場合記載</p> <p>※ 全国新規就農相談センター、都道府県との連携についても記載<u>すること。</u></p>		相談会の名称	開催場所	開催時期	開催(参加)回数								
相談会の名称	開催場所	開催時期	開催(参加)回数																								
相談会の名称	開催場所	開催時期	開催(参加)回数																								
(2) 新規就農サポート会議の開催（必須）		(2) 新規就農サポート会議の開催（必須）																									
<p>※ 会議の構成員、開催計画・内容を記載<u>する。</u></p>		<p>※ 会議の構成員、開催計画・内容を記載</p>																									
(3) (略)		(3) (略)																									
(4) <u>市町村</u> 就農相談カルテの記録（必須）		(4) 就農相談カルテの記録（必須）																									

改正後

全国データベース 及び市町村 就農相談カルテの活用方針等

(5) (略)

(6) 受入プログラムの作成

就農希望者、新規就農者の交流等の場の提供	開催時期

※ 交流会等を行う場合記載 する。

※ 既存のプログラムがある場合がその旨記載 する。

(7) 研修プログラムの作成

※ 既存のプログラムがある場合がその旨記載 する。

(8)・(9) (略)

(10) 事業のスケジュール

月	取組内容
○月	

改正前

全国データベース、就農相談カルテの活用方針等

(5) (略)

(6) 受入プログラムの作成

就農希望者、新規就農者の交流等の場の提供	開催時期

※ 交流会等を行う場合記載

※ 既存のプログラムがある場合がその旨記載 すること

(7) 研修プログラムの作成

※ 既存のプログラムがある場合がその旨記載 すること

(8)・(9) (略)

(10) 事業のスケジュール

月	取組内容
○月	

改正後	改正前
<p>(参考) 既存の取組</p>	<p>(参考) 既存の取組</p>
<p>※ 事業内容のうち、既存の取組がある場合は、参考欄に既存の取組を記載する。</p>	<p>※ 事業内容のうち、既存の取組がある場合は、参考欄に既存の取組を記載して下さい。</p>
<p>5 先輩農業者等による技術面等のサポート (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技術等の指導・助言活動計画 (実績)</p> <p>(略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 実績報告の際には、別紙様式第3号別添2を添付すること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 研修農場の整備 (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) 研修計画 (実績)</p> <p>ア 研修農場設置場所等</p> <p>(略)</p> <p>※ 複数箇所設置する場合は、全て記載する。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p><u>7 社会人向けの農業研修の実施計画 (実績) (※取り組む場合のみ記載)</u></p> <p><u>※ 要綱第7の4の(1)のアに掲げる社会人と、(2)のウに掲げる他産業を離職した者等を分けて記載すること。</u></p> <p><u>(1) 受講対象者 (実際に受講した者) 及び人数 (実際に受講した人数)</u></p> <div data-bbox="168 1310 1077 1425" style="border: 1px solid black; height: 70px; width: 100%;"></div>	<p>5 先輩農業者等による技術面等のサポート (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 技術等の指導・助言活動計画 (実績)</p> <p>(略)</p> <p>※1 (略)</p> <p>※2 実績報告の際には、別紙様式第3号別添2を添付する。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6 研修農場の整備 (※取り組む場合のみ記載)</p> <p>(1) 研修計画 (実績)</p> <p>ア 研修農場設置場所等</p> <p>(略)</p> <p>※ 複数箇所設置する場合は、全て記載すること。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後

改正前

--

(2) 実施期間 (実際に実施した期間)

--

(3) 実施場所 (実際に実施した場所)

名称	住所

※ 複数箇所で実施する場合は、全て記載する。

(4) 実施内容及び時間数 (実際に実施した内容及び時間数)

研修コース名	対象作物	研修期間
		月

改正後

改正前

実施内容

- ※ 漏れなく記載する。
- ※ 実習及び座学ごとに時間数・実施形態等を記載する。

※研修コースが複数ある場合は、研修コースごとに記載する。

(5) 研修の計画 (実績)

月	内容
○月	
○月	
○月	

(6) 受講者に対するフォローアップ体制の概況 (設置している場合のみ記載)

改正後

改正前

項目	支援内容
就農相談員	
先輩農業者等	

(7) 研修受講者へのアンケートによる研修効果等の把握

研修コース名	受講人数

名	
<p>アンケート結果</p> <p>注：事業効果を把握するためのアンケートの内容は以下のとおりとする。</p> <p>①研修内容について、将来、就農する際に役立つと回答した者の割合（必須）</p> <p>〔4段階評価：大変役に立つ、役に立つ、あまり役に立たない、役に立たない〕</p> <p>②研修を受講することにより、就農意欲が高まったと回答した者の割合（必須）</p> <p>〔4段階評価：とても強くなった、強くなった、あまりならなかった、ならなかった〕</p> <p>③その他（事業実施主体及び取組主体で必要な項目を設定）</p>	

※研修コースが複数ある場合は、研修コースごとに記載する。

改正後

改正前

(別添1)

(別添1)

事業収支予算計画（実績）
（サポート体制構築事業用）

事業収支予算計画（実績）
（サポート体制構築事業用）

経費の配分

経費の配分

(単位：円)

(単位：円)

事業内容	事業に要する 経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考 (積算基 礎等)
		国庫 補助 金 (A)	都道 府県 (B)	市町 村 (C)	その 他 (D)	
1～3 (略)						
<u>4 社会人 向けの農業 研修の実施</u>						
合 計						

事業内容	事業に要する 経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考 (積算基 礎等)
		国庫 補助 金 (A)	都道 府県 (B)	市町 村 (C)	その 他 (D)	
1～3 (略)						
<u>(新設)</u>						
合 計						

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計

(注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計

改正後	改正前
<p><u>上すること。</u></p> <p>2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付<u>すること。</u></p> <p>3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付<u>すること。</u></p> <p style="text-align: right;">(別添 2)</p> <p style="text-align: center;">就農支援員活動実績（就農支援員記載用） （サポート体制構築事業業）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(別添 3)</p> <p style="text-align: center;">就農支援員指導内容報告書（新規就農者記載用） （サポート体制構築事業業）</p> <p>(略)</p> <p>(別記 4 別紙様式第 3 号)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 都道府県サポート体制構築事業実施計画（〇〇都道府県）（実績報告）書</p> <p>(略)</p> <p>(別添) 1～4 (略)</p> <p>5 都道府県サポート体制構築事業ポイント表（実績では不要） （別紙様式第 3 号－①、②、③、<u>④</u>を添付）</p>	<p><u>上してください。</u></p> <p>2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付<u>してください。</u></p> <p>3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付<u>してください。</u></p> <p style="text-align: right;">(別添 2)</p> <p style="text-align: center;">就農支援員活動実績（就農支援員記載用） （サポート体制構築事業業）</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: right;">(別添 3)</p> <p style="text-align: center;">就農支援員指導内容報告書（新規就農者記載用） （サポート体制構築事業業）</p> <p>(略)</p> <p>(別記 4 別紙様式第 3 号)</p> <p style="text-align: center;">令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 都道府県サポート体制構築事業実施計画（〇〇都道府県）（実績報告）書</p> <p>(略)</p> <p>(別添) 1～4 (略)</p> <p>5 都道府県サポート体制構築事業ポイント表（実績では不要） （別紙様式第 3 号－①、②、③を添付）</p>

改正後	改正前
<p>6 都道府県事業計画一覧 (別紙様式第3号-⑤を添付)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(別記4 別紙様式第4号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 都道府県サポート体制構築事業実施計画承認書</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式第5号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 都道府県サポート体制構築事業実績報告書 (〇〇農政局)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式第6号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業 (全国) 実施計画 (実績報告) 書</p> <p>(略)</p>	<p>6 都道府県事業計画一覧 (別紙様式第3号-④を添付)</p> <p>7・8 (略)</p> <p>(別記4 別紙様式第4号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 都道府県サポート体制構築事業実施計画承認書</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式第5号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち 都道府県サポート体制構築事業実績報告書 (〇〇農政局)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式第6号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業 (全国) 実施計画 (実績報告) 書</p> <p>(略)</p>

改正後

(別添)

1・2 (略)

3 都道府県への配分に係る計画 (実績)

事項	計画値 (実績値)	配分及び進行管理方針
配分都道府県数		
(略)	(略)	(略)
<u>社会人向けの農業研修の実施</u>		

4～6 (略)

(別添)

事業収支予算計画 (実績)
(サポート体制構築事業用)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	

改正前

(別添)

1・2 (略)

3 都道府県への配分に係る計画 (実績)

事項	計画値 (実績値)	配分及び進行管理方針
配分都道府県数		
(略)	(略)	(略)
<u>(新設)</u>		

4～6 (略)

(別添)

事業収支予算計画 (実績)
(サポート体制構築事業用)

経費の配分

(単位：円)

事業内容	事業に要する経費 (A+B+C+D)	負担区分				備考 (積算基礎等)
		国庫補助金 (A)	都道府県 (B)	市町村 (C)	その他 (D)	

改正後

1～3 (略)						
<u>4 社会人 向けの農業 研修の実施</u>						
<u>5 事務等 経費</u>						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上すること。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付すること。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付すること。

(別記4 別紙様式第7号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
 サポート体制構築事業実施状況報告書（事業実施後〇年目）

(略)

1 実施した事業の概要

取組	取組の内容
(略)	(略)
<u>社会人向けの農業研修の実施</u>	

※ (略)

改正前

1～3 (略)						
<u>(新設)</u>						
<u>4 事務等 経費</u>						

- (注) 1 補助事業を実施するために必要な経費（消費税を含む。）のみを計上してください。
 2 「積算基礎」欄には、積算内訳を記載し、考え方を記載又は添付してください。
 3 必要に応じて単価等の設定根拠となる資料を添付してください。

(別記4 別紙様式第7号)

令和 年度新規就農者育成総合対策のうち
 サポート体制構築事業実施状況報告書（事業実施後〇年目）

(略)

1 実施した事業の概要

取組	取組の内容
(略)	(略)
	<u>(新設)</u>

※ (略)

改正後	改正前
<p>2・3 (略)</p> <p>4 成果目標の達成状況についての自己評価 (目標年度のみ記載) (略)</p> <p>※ 目標の達成状況、得られた効果及び課題などを記載する。</p> <p>5 (略)</p> <p>(別記4 別紙様式第8号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施状況報告書 (〇〇都道府県)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式第9号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業における改善計画</p> <p>(略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>4 成果目標の達成状況についての自己評価 (目標年度のみ記載) (略)</p> <p>※ 目標の達成状況、得られた効果及び課題などを記入。</p> <p>5 (略)</p> <p>(別記4 別紙様式第8号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業実施状況報告書 (〇〇都道府県)</p> <p>(略)</p> <p>(別記4 別紙様式第9号)</p> <p>令和 年度新規就農者育成総合対策のうち サポート体制構築事業における改善計画</p> <p>(略)</p>